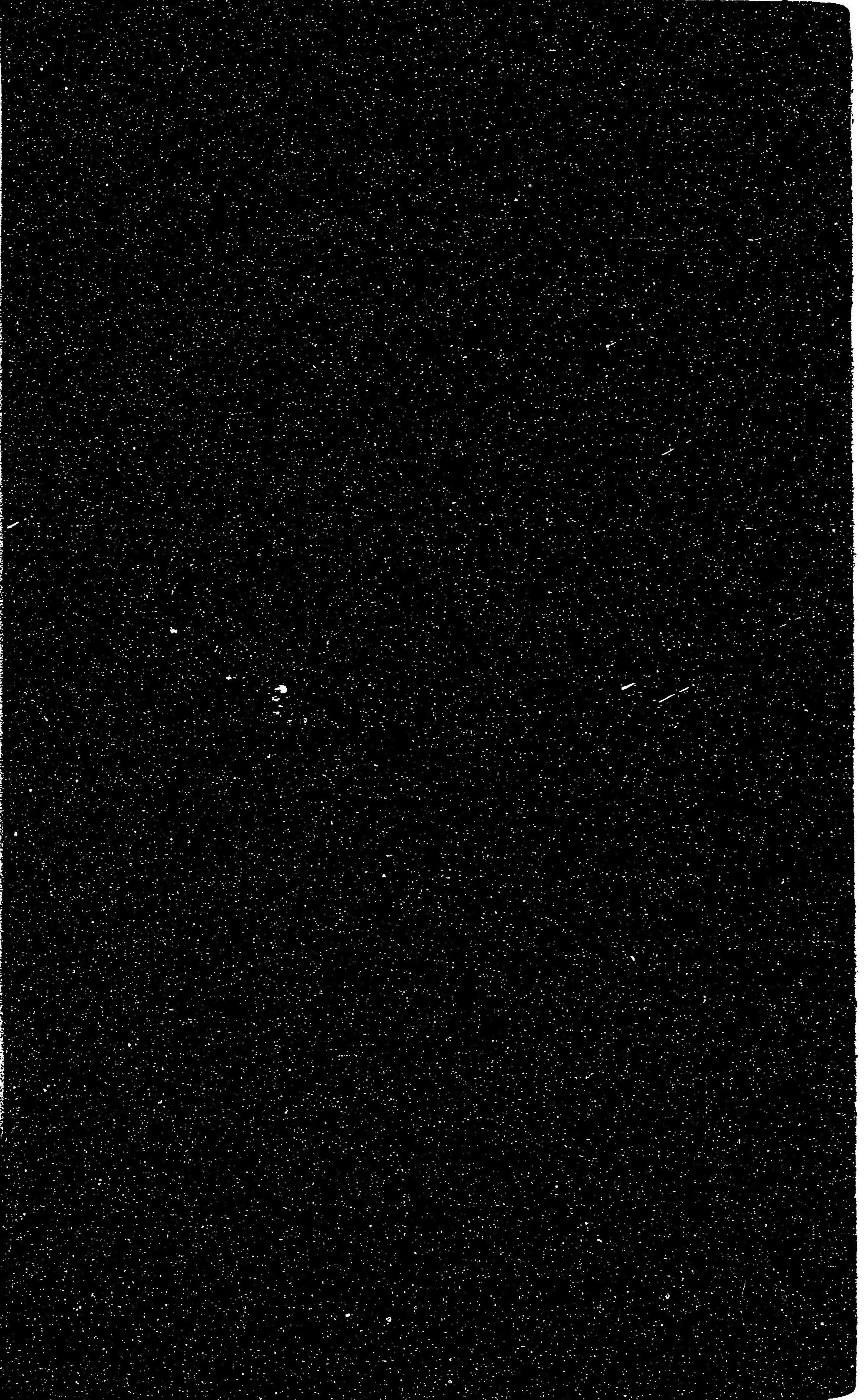
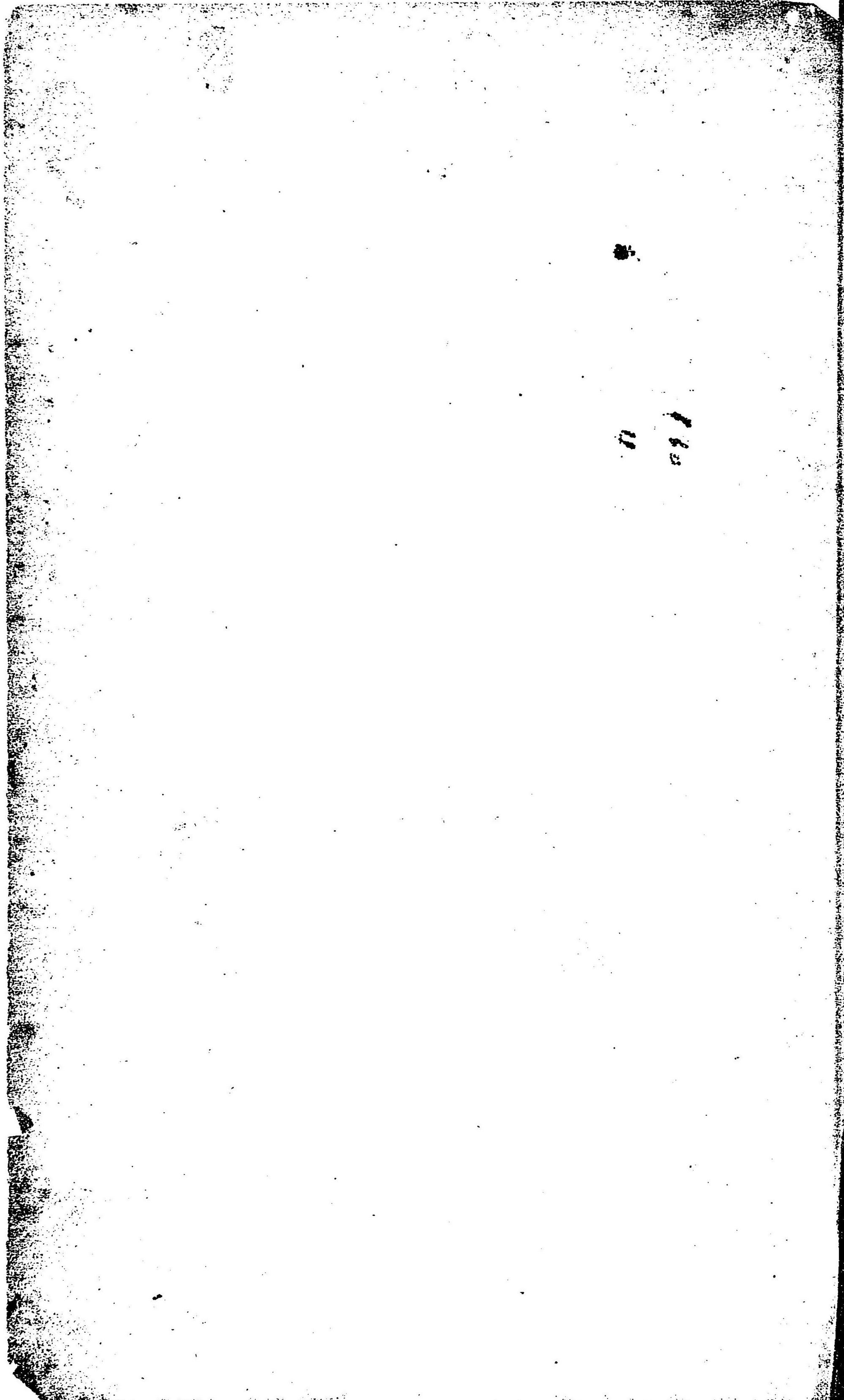


271

59

家庭教育の實際



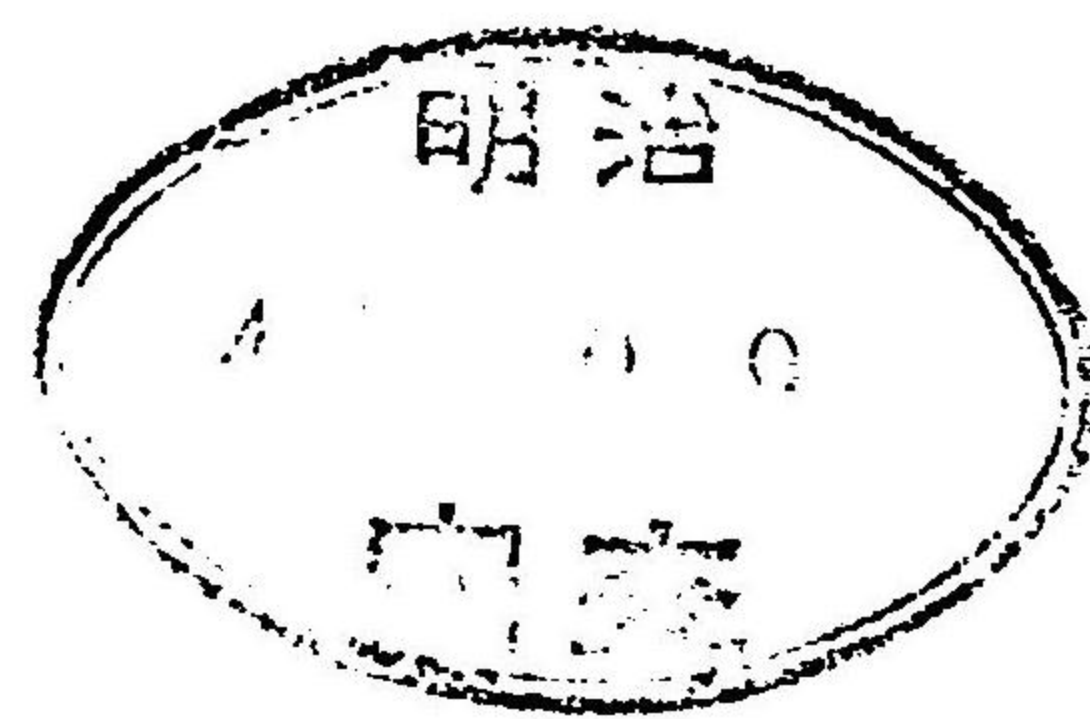


271-59

秀蘭女史著

家庭教育の實際

東京 婦女新聞社發行



序

凡そ生物が此の世に生存して居る目的は、種全体の永存と發達とを外にして説明することは出来ぬ。人類は生物中の最も進歩して居る者であるゆゑ、文明の進むと共に此の意義を理會し、直接には個人自己の衝動も、欲望も、歸着する所は人といふ種全體のためであることを自覺し得るのである。此の自覺が、早く現はれ、明に現はれ、常に現はれて居る國民は最も榮え、個人は最も氣高いのである。即ちかゝる國民は、現在を犠牲にしても將來の爲めを思ひ、かゝる個人は己を棄て、も子孫の爲めを圖るのである。

近年我が國民が、子供に對する注意を拂ふこと漸く多く、漸

く盛んになつて來たのは、確かに我が民族の向上進歩して來た一の證左である。我が國民は、世界の文明國中に於ても、最も子供に注意するものゝ一であるが、殊に東洋に於ては、我が國民ほど子供に重きを置く民族はない。余は、我が國が東洋一の強國として世界の文明國に伍し得るに至つた有力な原因は、確かに我が國民の子供に重きを置く點にあると信ずる者である。

吾人が眞に子供を思ひ、子供を愛すれば、吾人自らごうしても立派な言行をせねばならぬやうにある。眞に子供を愛する者の、忠臣であり、愛國者であり、又最もよく人生の目的を發現し得る者である。併し、從來我が國民が子供に就いて説く所は、多くは抽象の議論で、而かも其の説く者は概ね

子供に直接するここの比較的少い男子であつた。然るに此の頃に至り、女子が其の最大最高の天職を自覺して、子供の教育や子供の性情に就いて、具體的に、經驗的に、其の實際の事實や意見を公にするに至つたのは、是れ明に我が民族の大發展を證明して居るものである。

就中、婦女新聞に數年間斷えず自己の經驗と意見を公にせる秀蘭女史の如きは、世の浮華者流と撰を異にし、最もよく健全に、而かも進歩的に、女性の天職を發揮せるものである。頃日其の經驗の事實や意見を一卷に纏めて之を世に公にするに當り、特に余に序文を求められた。余は從來婦女新聞の愛讀者であつて、女史の文をよく知つて居るのみならず、虚名をてらふことを嫌つて實名を明さぬ女史其の

人は、余のよく識れる人である。曾ては余の講筵に列し、種々の疑問の解釋を求めた人である。故に余は、從來女史の文が婦女新聞紙上に現はれる毎に、女史の健在を知り、年と共に向上進歩せることを知つて、常によるこんで居つたのである。

されば、今この書が公にせらるゝのは、余は情誼に於て大に喜ばしいのはいふまでもないが、更に余の専攻せる兒童研究の立場から見ても、かゝる實際の事實に基ける有益なる材料が、女性の手に由つて我が學界に寄與せらるゝといふことは、一層喜ばしいことである。又實際に子供を取り扱ふ父兄母姊が、此の書に由つて從來の抽象的敎育論の缺陷を補ひ、眞によく子供を愛するの人となるならば、此の書は

實に我が國民を眞の忠君眞の愛國者たらしむるに共に、又人をして生れ甲斐ある人たらしむるに與つて力あるものといはねばならぬ。是れ實に余の此の書を公にすることに喜ぶ所以の最も大なるものである。今印刷の成るに臨み、一言所感を記して序文に換へやうとたもふ。

東京大崎の橋居望岳莊に於

高嶋平三郎識

明治四十二年九月二十日

たちはなのみえりの里に父をおきて

丈部 足丸

みちの長路はゆきがてぬかも

兼 輔 朝 臣

ひとの親のこゝろは闇にあらねども

子を思ふ道にまどひぬるかか

貫 之 朝 臣

おなじいろの松さ竹とはたちねの

おやこ久しきためしなりけり

僧 正 遍 照

たらちねはかゝれとてしもうば玉の

わが黒髪はふてすやありけむ

はし が き

素より淺學不肖の身の、最初よりかゝる書著はさ
んごてものせしには非ず、己が家庭に在つて三人
の男兒を育くみつゝ、傍ら女學校にも奉職して、自
ら見聞し且つ經驗せし事ごも、心に思ひ浮ぶまゝ、
折に觸れて書き綴りおきしを、世の人々の参考の
端にもご、婦女新聞に投書なしつる斷片の、積り積
りてやゝ大部の物となりければ、このたび人々の
勧めにより、嗚呼がましうも世に公にする事ごは
なりつるあり。然れど、系統もたてず、順序をもごゝ

家庭教育の實際目次

維新前の家庭教育……………一

過ぎたる傾向及ぼさるが如し……………二

性情に適したる教育を施すべし……………三

幼稚園……………四

早成と晩成……………五

規律の習慣……………六

悪戯親切約束公德……………七

命令は必ず行はすること……………八

寛は過ぐるよりは寧ろ嚴……………九

全家族方針の一致……………一〇

小兒を罵詈雑言する事の不可……………一一

爲し始めたる事は爲し遂げしむる事……………一二

小兒に過失ありたる時……………一三

のへず、されどにものせし文のことゝて、後や前
 になりけん節も澤なるべく、同じ意を幾回も繰返
 せし所あざも少かるまじ。讀みぐるごとてな咎め
 たまひそ あなかここ

在韓國京城

著者しるす

夫婦間に秘密あるべからず……………三

慈父嚴母……………三

叱るよりも慰め勵ませ……………三

褒美を約束して用事をさせる弊……………三

同情を表すべき事……………三

放任と規律……………三

虚言を教へぬこと……………三

父と母とは同等の人たる事を知らしむべし……………三

厚意を無にせしめざる……………三

長幼の序……………三

小兒を妾に批評せぬ事……………三

男兒と女兒とは愛憎の念あるべからず……………三

虚榮心を起さしむべからず……………三

心を欺かしめぬ事……………三

陰口さかしめぬこと……………三

他人の秘密を保たしむべき事……………三

小兒は小さき大人にあらず……………三

早寝早起の人情を解せしむべからず……………三

小兒の讀物……………三

神經質はまへからず……………三

演劇は見せしむべからず……………三

談話の材料に注意すべし……………三

継子……………三

繼母の注意……………三

圓滿なる家庭の小兒……………三

快活に育つるべし……………三

樂天的なるべし……………三

克己心……………三

節制……………三

服従……………三

他人の感情を害させまじき事……………二五

活模範……………二五

言行一致……………二六

中等教育時代……………二六

品性陶冶……………二七

學問……………二七

學校と家庭……………二七

青年が過失に陥りたる時……………二七

愛の訓誡……………二八

如何なる業をも爲させ置くべき事……………二八

勉學の方法……………二九

中學校と實業教育……………二九

分相應の教育……………二九

長短適否を見定むべき事……………三〇

女子の好學心……………三〇

婦女の天職……………一〇七

自修心……………一〇七

女子の体質……………一一一

結婚期……………一二四

中學生と女學生……………一二七

大和魂……………一三〇

精神的訓練……………一三五

七轉び八起き……………一三一

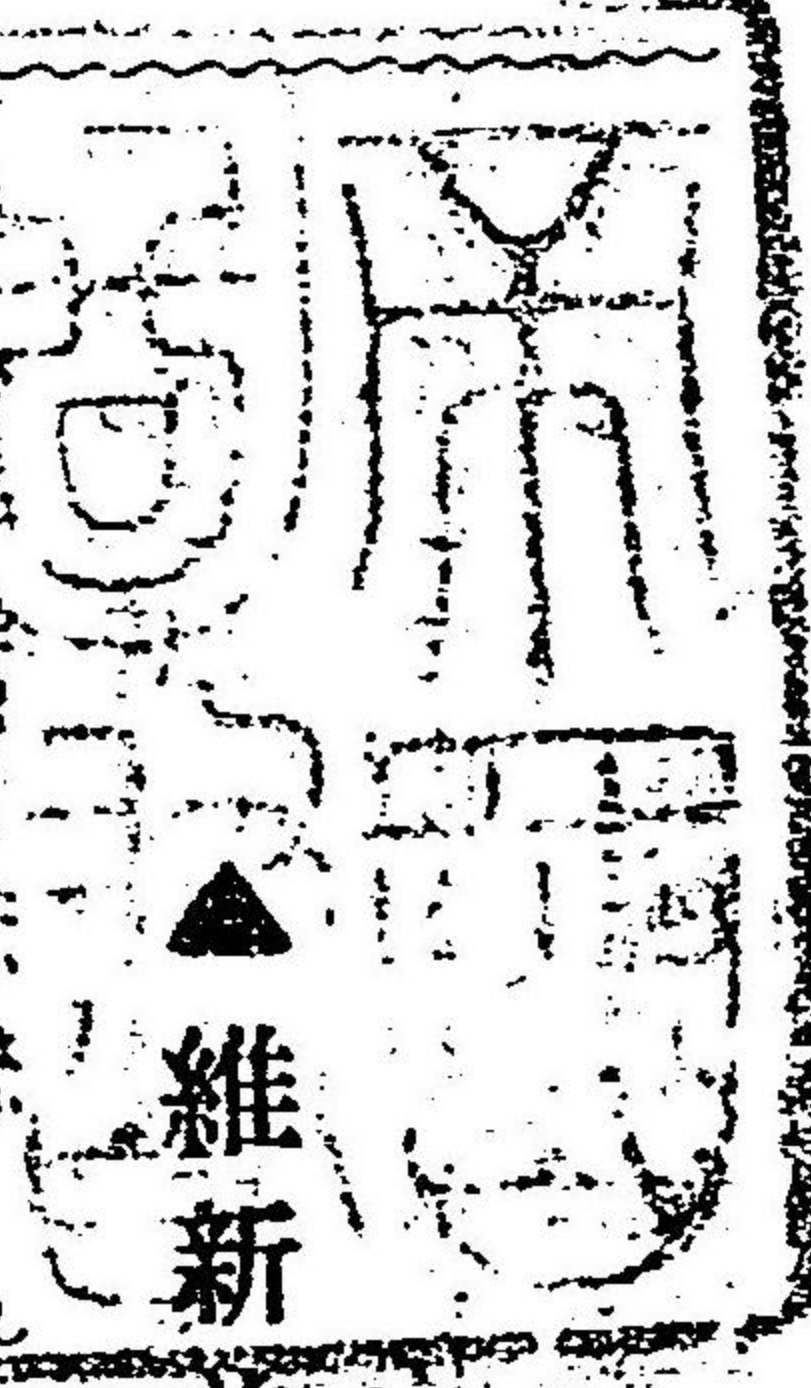
最後まで……………一三七

全力を盡して……………一四一

以上……………一四一

家庭教育の實際

秀 蘭 女 史 著



▲維新前の家庭教育(勇氣、膽力、義侠心)

◎武士道の類取は、婦女社會にまで影響を及ぼし、育兒の有様などに就ても面白く、結果を表はして居る様に思はれます。昔のスパルタ婦人は其子を戰場に送るに臨むで是れを以て戦へ然らざれば是に乗つて歸れと云つて盾を渡したとの事であり、我が國の維新前武士の妻が其子を教育するに當つては、スパルタ婦人に優るとも劣らぬ程の氣概を持つて居たらしく思はれます。

◎假令ば随分ひどい怪我など致しましたときにも、内心では嘸痛がらうと思つても「たゞ其位な事に……武士の子が」とか「武士の子は親の死んだ

元來孝は、太虚を以て全体として、萬劫を経て終ふく始なし。孝のなき時なく、孝のなきものなし。全孝圖には太虚を孝の体段となして、天地萬物を其中の萌芽とせり。かくの如く廣大無邊なる至徳なれば、萬事萬物の中に孝の道理をなはらざるはなし。就中、人は天地の靈萬物の靈なる故、人の心と身に孝の實体皆備はりたるにより、身を立て道を行ふを以て工夫の要領とす。身を離れて孝なく、孝を離れて身なき故に、身を立て道を行ふが孝行の綱領なり。親によく仕ふるも、則ち身を立て道を行ふ一事なり。身を立つるといふは、我身は元來父母にうけたる者なれば、我身を父母の身と思ひ定めて、かりそめにも不義無道を行はず、父母の身を我身と思ひていかにも大切に愛敬し、物我のへだてなき大通一貫の身を立つるなり。さて元來よく推究めて見れば、我身は父母にうけ、父母の身は天地にうけ、天地は太虚にうけたる者なれば、本來我身は太虚神明の分身變化なる故に、太虚神明の本体を明かにして失はざるを、身を立つるといふなり。

(翁問答……中江藤樹)

ときの外に泣くもので無い」とか強い事を云つて勵まして居ました。真か
 或は作り事は知りませんが彼の武名を世界に轟かされた山地將軍は幼
 少の頃樹に登つて悪戯をして居られましたとき過つて片目を突き通し眼
 球が飛び出しましたのを徐かに持つて歸つてお母さん此様なものが出ま
 したと申されますと折節裁縫に餘念のなかつた母君は其手をも休めずい
 と平氣にて「其様な汚ないものは捨て、おしまひ」と申されたとの事であり
 ますが他日獨眼龍の威名は蓋し所以ある事でありませう。

◎よしや皆が皆まで是程でなくとも武士の妻には大抵此位な心掛はあつ
 た者と思はれます。然るに現今の有様は如何でありませうか一寸の怪我
 を致した時でも「オー痛いだらう……可愛想にマーこんな血が出て……
 あぶない事之は大變だよ」と云ふ風でありますから子の方では左程に思つ
 て居ない時でも親達が驚愕の餘り其情を制する事が出来ないで大げうに
 云ひたつるため子供の方でも「マーそんなにひどいのか知ら」と思ふ様にな

り其次からはつい轉んで怪我もなにもしなくとも直ちに大聲を發げて泣
 く様になります。

◎素より衛生上注意すべきだけの事は親として當然であり又云はずとも
 大切な事でありませうけれど子供の前では大げうに云はぬ様に氣を附けね
 ばなりません。又少し加減の悪い時など何所が悪いの……腹が痛いのか？
 と問へば「ウン腹が痛い」と答へ「頭が痛いのか？」と問へば「ウン頭が痛い」と答ふ
 るのは子供の情でありますから「大變の熱だよ……早く醫者を呼んで
 来て」などと子供の前で申しませうなら夫れ程ひどいのかと思つて猶一層
 泣いたりむつがたりする様になります。されば内心では随分捨置かれぬ
 容體であると思つて醫者に見せるなり其手當は充分にするに致しまして
 も口では故ごと「ナニ是位の事に氣遣ふほどの事はない直に癒る」と云ふ
 位にして顔色や言葉に顯さぬ様にせねばなりません。

◎それから柱で頭を打つが轉んで膝をすりむくが致しましたとき傍に居

合せる人が「やれ危い」とか何とか申しませうなら、痛くもないのに直ぐ泣き出すものであります。知らぬ振をして居ますれば、顔をしかめて痛い處をなでながらも泣かずに済む様な事もありますから、大した事でさへなくば、平気で居る方が宜敷くあります。

◎又昔は、他の子供と喧嘩をして負けて歸りでも致しましたときには「負け歸るなどそんな意氣地なしは宅へ入れない……」此刀で相手を斬つて來い」とか、今の一般の人に云はせましたなら、亂暴すぎる様な烈しい事を云つて居ましたものが、今は却つて「オー可愛想に……」夫れは誰それが悪い、今度見附けたら叱つてやる」とか云つて其子を慰め、又實際いぢめらるる様な事でもあれば、理も非も正さず親自らが出掛けるとか、或は下女などを出して相手を叱る様な事があるのも時々見受けられますが、これは子供の爲めには最も宜敷くない事で、第一依頼心を起させ、又自分勝手に、お山の大将己れ一人と云ふ様な氣質を養成するのであります。

◎此様な場合には、先づ能く理非を問ひ質して、わが子に非分のあるときは、内心可愛想だと思つても、お前が悪いから負けたのだと云つて叱り、若し又我子に理のある時は、其様な事に負けると云ふ事があるものか」といふ位にして、飽くまでも勇氣を鼓舞してやらなければなりません。さすれば後に至つて、正理の爲めには何處までも我が主義を立て貫すと云ふ氣象を養成する事が出来やうかと思ひます。併し是等は多く男兒の場合に對して申すのであります。女兒に對しては多少斟酌して其方法を違へねばなりません。

◎また昔は、十歳以上にもなれば膽力を鍊る爲めとか申して、暗夜更たけてから遠方の神社佛閣などに遣はし幣を立てさせるとか、或は扉に其名を記させるとかいふ様な事をさせて居たさうであります。が今はなかく、夫れどころではなく、ちよつと近い處へ出かけるにしても、未だ宵の中なるにも關らず「ソラ提燈……」ソレ誰か見送つてやらなければ」といふ風につまらぬ

處にまで氣を揉むものでありますから、子供の方では善い氣になり、往々臆病になつてしまつて、後には便所へさへ一人では得行かぬのみならず、家の内でも暗い處へは物を取りに行く事もできず、終には習ひ性となつて、其子の將來にまで影響を及ぼす様になるのであります。

◎又喧嘩をした場合、自分より年の少ない弱いものには負けてやり、年を取つた強いものには恐れずかゝつて行く様、所謂弱きを扶けて強きを挫くと、いふ大和魂を養成せしむる事が必要であります。

◎徳川家康公が幼時、尚竹千代丸と呼ばれて、今川家に人質となつて居られました。頭石合戦を見物に參られて、人數の少ない方の組に味方されました。のは、人心一致して、勝敗の氣運が既に定つて居たのを看破されたるにも依りませうなれど、又一つには所謂弱きをあはれみ強きを挫くと云ふ大和心の本性を現はされたるに依る事ではありますまいか。流石梅檀は二葉より芳しとの諺に違はず、おのづから大將軍の氣風を備へさせられたる、天晴

のなされ方と後世までも人々の敬服する次第でありませうが、斯様な話は小兒等に聞かしめて随分價值ある事と思ひます。

▲過ぎたるは尚及ばざるが如し

◎私の親しい友で醫學士の妻となつて居る人があります。夫妻共極丈夫な質でありまして、男女五人の子供がおりますが、五人とも何故か父母の壯健なるには似ず、殊に醫學士の子であるにも拘らず、至つて弱く、年中かはるがはる病氣にかゝつては、藥の飲み通しであります。如何にも不思議に思つて居ましたが、親しい間柄でありますから、或時私は彼の家に參りまして、凡そ二週間ばかり滯留致して居ます間に、漸く其原因が分りました。一寸誰か咳を致せば、直に「オッ今咳をしたのは誰じや……又風邪でも引くのではないか……熱があるのじやアないか、驗温器で計つて見ろ」とか「咳の音が悪い様だから、デブテリアにでもなるのじやアないか」と云つて夫婦とも大さ

わぎをなし「ソラ又ツボン下をぬいで居るではないか、風邪を引くよ」とか炬燵から出て足袋をはかずに居てはいけないよ」など、云つて無上に氣をもみ、チヨツト何でもない病氣を致しても、手近にある故、直に薬を飲ましむるため、馴れては薬も餘り利かなくなり、斯様な有様で、つまり注意が届き過ぎて却て小兒を弱くしてしまひ、僅の事にも犯されて、風邪を引き易く、病氣になり勝ちとなつたのでありますから、是等は、大に参考と致すべき事でありませう。

◎小兒の身體には堪能力を備へしむる事が大切であります。何事にも餘り衛生々々とばかり申して、消化し易い物のみ食べさせて居ましたならば、腸胃はそれに馴れて却て弱くなつてしまひ、自分の宅に居る時はよろしいが、他家に參つて若し何か少し異つた物でも貰つて食しました時には、直に腹加減を損じて病氣となる様な事があり、又餘り厚着をさせ過して居ましたならば、皮膚は僅かの刺激にも感じ易くなつて、つい一寸した拍子にも感

胃に犯さるゝと云ふ様な事になるのであります。

◎俗に「子供は風の兒」とか申しまして、大人程には寒さを感じませず、又暑さとても左程にはかまはぬと見わまして、幼稚園や尋常小學校時代の幼兒は、日射病にでもかゝりはせぬかと思はるゝ程の炎天に、或は帽子をも被らず、跣足になりなごして汗をたら〜流しながら、平氣で遊んで居るのを見受け、事もありません、之を全然よいと申すのではありませぬが、側から案する程にはさほらない者と見えます。又貧乏人の子澤山とやらで、龜末に捨て育てにする所の子は却て丈夫に生立つ者でありますから、餘りやき〜と心配せず、或程度迄は寒さにでも暑さにでも抵抗して、充分之に堪へ能ふだけの元氣を養はせ、身體を鍛へさせておかなくてはなりません。夫でなくては、將來日本國を背負つて立つべき筈の人が皆弱くなり、役に立たなくなつてしまひます。

◎又私の知人に、夫婦共並はづれて子供を大切にする人がありますが、御飯

は過ぎてはいけなと申して小さな茶碗に二碗づゝときめ菓子もそれに準じて極少々づゝしか與へませぬ故小兒は發育の盛んなもの、それ丈では兎ても足りませんで、他の宅に參つて菓子でも其處らに出て居ますれば、如何にも欲しさうな様子をして、其場を去らず立つてデロ／＼と見て居り、始終不充分がちでありますから、親達は知らずとも、他家の人からもらへば何でもかまはず親に見せないで食べてしまひます、又沸しざましの湯でも、一旦さめた冷たいものは胃の毒だとか申して、咽喉が潤いてもだねて居る兒に、夏でも熱い湯を茶碗に少しばかり入れてふいてさましながら與へるのでありますから、子供は折角の親の苦心を何とも思はず、隣家の流し元へ馳て參つて、人の見ぬ間に汲みおきの生水を柄杓から無遠慮にガブ／＼と飲む様になり、却て餘程の害となつて居るのを、親は少しも知らないで、是程衛生に注意して居るのに、宅の子供は何故弱いのであらうかと申して居るのであります、他からそれを忠告致しましても、矢張氣がつかないと見えます。

◎親に依ては、衛生上の注意より、か將た禮儀作法を教ふると云ふ積りか、他家へ往つて菓子など貰つても之を自宅に持歸らないで喫べる事はならぬと言ひ聞せてあると見ゆまして、或小兒は菓子を與へやうとしても何うしても手を引こめて之を取らなかつたり、又多勢の他の兒童等はみな遠慮なく喫べて居るのに、其兒ひとりデット手に持つた儘さも欲しさうに眺めながら、辛抱して喫べないで居る様な事をするのもあります、が斯様な事は如何にも見つともなく、又場合に依ては大人の感情を害する事にもなりますから、かゝる事柄には餘り厳しく干渉せず、若し菓子を貰つた時に、他の人も喫べ自分も亦欲しかつたならば、其場で喫てもよいが、宅に歸つてから其事を親に話さなければいけない位に、申附けておいた方がよからうと存じます。

◎鶴の胃袋を解剖して見れば、いつも八分通りしか食物がはいつて居ない、夫故鶴は千年の壽を保つのであるとか申して、何でも食物は少なくて用ふれ

ばよい様に思ひ、子供には尙更小食させる様にと主張する、方がある様でありますが、ものには適度と云ふ事がありますから、過ぎては無論宜しくありません。亦營養不良なせゝ云ふ様な害がありは致しません。

◎然して右の心掛は、單に衛生上に就てのみならず、教育の各方面に於ても必要であらうと考へられます。親として子の所行の細かき處にまで一々注意致すべきは素よりでありますけれども、餘り注意が過ぎ過ぎて否其注意の方法を誤つて、寧ろ干渉し過ぎて却て小兒を意氣地なしの弱虫にしてしまふ様な事がありは致しませんか。規律正しく育つると云ふ事は肝要でありますけれども、或範圍内に於ては自由に放任して、自然に其性情の發達を圖らなければなりません。

◎或外國婦人は、三才ばかりの幼兒が、横着で、夜分粗勿をして蒲團を濡しましたとかで、それを懲すため、いくら泣いても叫んでも少しもかまはず濡れ

た寢床に其儘たいて全く知らぬ振をして、他の用事をして居るのを、一名の日本人が見まして大に驚き「若し風邪でもた引きになつては……」と注意致しました。處彼の婦人は平氣で「性質の悪い位の者ならば生きて居たとて社會の益にはなりません。其様な兒は風邪に犯されて死んだとて惜しいとは思ひませぬ」と申しましたとやら、随分思ひ切つた言葉では御座いませんか。

▲性情に適したる教育を施すべし

◎近頃は朝顔の栽培に熱中せらるゝ方が多い様で、小さい鉢に朝顔をうるて、芽を摘み枝を折りつゝ、其莖のはびあらぬ様にして、種々のかはり花を咲かしめ様とつとめらるゝ事ですが、小兒を育つるには、之と同じ方法では宜しくあるまいと思ひます。朝顔に丹誠さるゝ多くの人は、今朝はこんな變り花が咲いたとか、明朝はどんな珍らしい花が咲くであらうか、など、さまざまに思をこらさるゝ事でありませうが、私は少し偏屈な様であ

りますすけれど、何故か變り花を好みませぬ。朝顔はやはり朝顔らしく、其まゝで自然的な美事な大輪に開く方を好ましく存じます。又垣根にはひ纏はつて自由自在にはびこつて居ますものは、始から終までいつも同じ大きな花がさくさうでありますが、人々の苦心に依つて鉢にうゑつけられたものは、始の間は美事な大輪が咲いて居ましても、後にはだん／＼小さく見すばらしくなつてしまふとの事をきゝました。庭園に少ばかり野菜物を作つて見ましても、肥料が足りなくては無論いけませんぬが、又餘り過ぎてても却て枯れたりいぢけたり致します。人工に依つていろ／＼曲りくねらせられたる庭松よりも、野生の大木の方がまさかの時の用に立つ事は申す迄もないことであります。

◎下等動物たる昆虫すらも、自然の本能に依て其身を保護するの道をば知つて居ます。小兒でも大人が案ずる程のものではありません。假令へば、大人が轉んで非常な怪我をする様な場合にも、小兒は却て左程の怪我を致

しませぬ。所謂自然的動作に依て自ら保護するとも申ませうか。活潑々地たる天真爛漫の氣象を無理に抑へつけやうと務めますのは、恰も芽を摘み枝を折りつゝ強て其莖を矮小にしてしまひ、折角のびんとする幹を無理に曲りくねらせて、其成長を妨ぐる様なものでありまして、遂には角を矯めんとして牛を殺す様な事になりは致しますまいか。年老いたる親又は祖父母の手に育てられたる兒は、概ね意氣地がないとか、物の役に立たぬとか申されますのも、強ち理屈のない次第ではありますまい。獅子は其兒を千仞の谷間に蹴落して強弱を試みますとやら、今後の親殊に母親たる人は、寧ろ其位な氣概がなくてはなりません。

◎諺に「瓜の蔓に茄子はならぬ」とが申しますが、或意味に於て之は一應の真理でありませうなれど、瓜と茄子とは根本的に其性質の異つたものでありまして、瓜は瓜、茄子は茄子として、夫自身に既にその貴いとあるがあるのでありますから、學校と家庭とを問はず、教育者の側にあつては無理に瓜の蔓

に茄子をならせやうと務めて、天然に背いた妙なものを作らんよりは、瓜の蔓には成るべく美事な瓜をならせ、茄子の莖には出来るだけ立派な茄子をならしむる様に、能く其兒々の天賦の性情を辨へ知り、其性情に適應せる道を以て之を導きますれば、順流の船に棹す如く、其本然の美質を發揚せしむる事は敢て難かしき事でありませぬ。先頃或老婦が「金に汚のついたのは磨けば奇麗な光が出るけれども、黄銅はいくら磨いても矢張り黄銅である、餘り無理をして磨いて居れば却て其地質をすりへらすばかりである」と申されたのをきゝまして、私は一方ならず感じました。然し世の中は金ばかりでは立ゆきませぬ、黄銅は黄銅、鐵は鐵と、それ／＼に貴いところがありまして、各其長所に従つて用をなすのでありますから、此要點をよく考へ知て、父兄及び教育者は其子弟を教養致さなければなりません。

▲ 幼 稚 園

◎ 近頃は一般に幼児を幼稚園に入れる事を嫌はるゝ方が随分ある様であります。其弊害に就て申さるゝ人達の言を聞きまするに、大抵二個の要點があるかと思はれます。第一には依頼心を起さしむると云ふ事、成程他人の大切な殊に未だ理非をも辨へぬ幼児を預つては、其配慮も一通りならず、どうぞ怪我のない様に、落度のない様に、と盡さるゝのは、當然のことです。又さうあらねばならぬ事でありませうが、其結果自然凡ての點に注意が届き過ぎ、今まで宅にあつては、兄弟が多勢あるとか、或は身分も左程でないために、人手も少ないと云ふ様な事から幼いながらも自分で成るだけ自分の用をば辨じて居たものを、何事も保母が手つたつて用を足して下さるために、つい夫が癖になつて、宅に歸つても、矢張り人手を借らなければ何にも出来ぬ様になるこの事之は誠にさもありさうな事でありませぬから、能ふ限りは他人に依頼せず、力の及ぶだけ自分の用事をば成るべく自分になさしむると云ふ風に、獨立自尊の精神を養はしむる様に、保母たる方并に母親たる人は

五分に心して戴きたいものであります。

◎曾て或友人の宅へ参りました處、四歳ばかりの愛らしい男の子がおりましたので「こちらへ入らつしやい」と申して膝の上に抱き上げやうと致しましたれば、其母たる人は私とは至て親しい間柄でありましたから、遠慮もなく捨て、おいて下さい……決して抱いて下さるな」と申しました。私は不審に思つて「何故」と問返しましたれば「相應に大きくなつた兒を妄に抱上るのには依頼心を起させていけません」と答へましたので、私は大に其心掛に感じ、赤面致しました。

◎第二は幼稚園に出せば、早熟になつて後來却て成績が悪いとの事であり、また「宅の兒は折角幼稚園に遣はしましたが、何も覺えては参りませぬ」と若し申す人がありませうとも、保母たる人は其等の言に頓着するには及びませぬ。幼稚園は學校とは違ひますから、難しい理屈を云て聞かせて、深く考へ事をなさしめ、ひどく腦力を勞させるのは宜しくありません。學校として

も同様で、年齢相應と云ふ事はありますけれど、又精神的薰陶と云ふ事は、申す迄もなく何れの時代にも必要であります。三つ子の魂百までとやら、幼稚園時代にしみ込みましたる善悪の習慣は容易に拭ひ去らるゝものではありません。英國などでは、幼兒は満二才位までに確かり、躰けておかなければ、夫から後になつて躰の利くものではないと申す母親が多いさうであります。夫故かゝる幼兒を預からるゝ人達は、よく注意して、眼前の小事に氣の利く小才子たらしめんよりは、將來世に立て、有益なる人物として、最も高尚なる品性を備へ得る様に愉快に無邪氣に遊ばしむる間に於て、覺えず知らず善良なる性質の基を造らしむる様にして戴きたいものであります。

◎幼稚園のみならず家庭に於ても、小兒が智慧板を並べ、或は他の玩弄物類を持って遊んで居ます時に、親或は其他の年長者が、少しづつ注意を與ふるの宜しくありますが、其處をモット左様して見よ、此様したならば宜からう

など、傍から餘りいろく世話をやいて手傳ひすぎず、小兒自身に工夫させる様にして、楽しい遊戯の間にも、人に依頼せず、獨立して萬事を行ふと云ふ氣象の萌芽を備へしむる様にし、若し又都合よく出来ぬからとて疝癪を起して叩きこはす様な事がありませうとも、年長者が自ら手に取て之をこしらへて興ふる事なく、靜に感め勵まして、自然に忍耐力を養はせなければなりません。

◎祖父母などは小兒が可憐な事を云たり行つたり致しますれば、可愛さの餘り面白半分、今一度云て見よとか、今一度して試よなど、申して、幾度にも同じ事を繰返させなせ致しますが、あれはどうも宜しくない様に思はれます。小兒は決して年長者の玩弄物ではありませんから、感に小兒を用ひてはなりません。祖父母或は割合に年老いたる親に育てられる兒は早くよりいろくの藝を教へられたり、ませた業を覺せさせられたり致します故か、非常によく目はしの利くこまつちやくれた兒になり、鷹揚な所がな

くなり易い様であります。又年若き人などは小兒を玩弄物にして、高き處に差上げ、其兒がキヤツくと大笑ひして喜ぶ状を見ては、幾度も差上げて笑はせませんが、彼様な事は衛生上から申しても、將た精神上から申しても宜しくあるまいと存じます。

◎何處の宅にても老若同居致して居れば、幼兒の傳は大概祖母と定つて居る様であります。或人は老人を幼兒の傳に附けておけば、祖母に限らず、怪我のない様によく氣をつけて呉れるけれども、どうもこせくした兒になつていけない様である、少し危い様ではあるが、小兒には矢張小兒の傳をつけておく方、精神上には至極宜いやうである」と申されました。私は決して老人を排斥致すのではありません、彼等が浮世の暴い風波を凌いで參つたる經歷上から申しても、將た長者を尊敬すると云ふ上から申しても、ゆめ老人を嫌ふ可きではありません。然りながら兒童は其親自ら之を育つべき筈のもの、且老人と若夫婦とは時代が違ひ、従つて教育思想が全く違ひます。

殊に現今は過渡の時代でありますから、尙一層老夫婦と若夫婦との考は異つて居るのでありませうが、教育と申すものは矢張其時代々に合せて致さなければなるまいと存じます。父母が私共を育て、呉れました時代は、素より夫で宜かつたのでありませうなれど、夫と同じ思想を持って孫を育てられては、都合の悪い事多く、又年老いては氣も心も和らぐものと見ゆまして、孫に悪い事があつても之を叱つたり罰したりする事は出来なくなる様であります。孫は兒よりも可愛いとやら、昔時我兒を育てる時には随分厳しかつたと噂さるゝ程の人も、孫に對しては餘程やさしく打て異つた處置をするとして、他人から不審に思はれ笑はれる様な事も往々あります。是は祖父母のみならず、父母とても年老れば同じ事、夫故末子とか獨子とかには兎角出来損ひの役立たずが多い様であります。

◎小兒の頭腦は單純な者ゆゑ、お客があれば座蒲團を出すとか、お茶を出さねばならぬとか、案外によく氣の附くものであります。但、祖父母達は之を見

て大に喜び嬉しさの餘り、其兒の面をもかまはず、恰例であるとして、非常に褒めたり、なほ、獎勵したり致しますが、それは至て宜くない様であります。その一層烈しく、俄に間違つて發達したのが、所謂神童とも申されるのでありませうが、とにかく凡てによく氣の利く兒は世間に珍らしくもないのでありますから、自分の宅の兒ばかり並優れてよい様に思つて、餘り賞めたり自慢したり致してはいけません。却て其様な兒は將來を誤り易いのであるからと思ひ、成るべく早熟にならぬ様、さまざまな事を教へる所ではなく、わざと抑へる程にし、特に注意を加へて育てなければなりません。然し、智慧が少々位進み過ぎて居るからとて、他に例のない事でもありません。そののですから、親が其心得で抑へてだに居ますれば、格別ひどく危ぶむには及ぶまじく、又自家の兒の智慧が他の兒童よりおかれて居るからとて、決して羨むにも及ぶまいと考へます。

◎十才で神童廿才で才子三十過れば、只の人は誠によく穿ち得た言と思

ひます。人の脳力には凡そ限度のあるものでありまして、人に依て其智の早く出るのもあれば、又おそく發達するものもあります。然れど、或程度まで達した限りは、決してそれ以上にのびるものではありませぬ。

▲早成と晩成

◎日本人は兎角速成を願ふ弊があつていけませぬ。幾才にして何の本を讀んだとか、或は何の書をかいたとか云て、親もほめ他人も感服する様な事が往々ありますが、之は其子を慢心させて進歩せしめぬのみならず、幼時餘りに脳力を費さしむるため、長じて後の結果は豫想外に宜しくないものであります。曾て奇童田村巖の参りました節、私も一夜見に参りましたが、隣席に居ました或婦人は、略田村と同年位の其子に對つて、「ソレ御覽よ、お前なんぞは未だヤット尋常一年でしか無いのに、彼兒はあんなに何でも出来る……」と云ひきかせて居ました。又神童伊藤明瑞の参りました時も、或婦人

は私に向つて「あんな子が出来ましたならば、まあどんなに嬉しい事でございませう」としみじみ申して非常に羨しがらるゝ様子でありました。田村や明瑞の如きは如何なる造化の秘術か、眞に奇中の奇でありまして、申さば一種の片輪と申しても宜しく、之を以て普通の兒童に望み、我子も亦しかありたらばと祈るのは大なる間違でありませう。

◎馬の奔る事急速にして疲勞し易きよりは、遅々たる牛の歩の撓みなく、遂に千里の決勝點に達する方何ぼう好ましくはありませんか。目から鼻に抜ると云ふ様な兒よりも、幼時ぼんやりと鷹揚に育つて居る兒の方行末却て見込のある者であります。徒に速成をのみ望んで、未だ充分成熟もしない腦に、餘り無理な重荷を背負はせ過ぎ、遂に心身共に犠牲に供せんよりは、よし道行はおそくとも、最後の成功を希ふべきであります。大器晩成とは最も適切なる訓戒であらうと存じます。

◎日本人が洋行して外國の學校などに入り、卒業の時には天晴な成績を得

て其學級中に於て首位を占めて居るにも拘らず、卒業後十年も経過致し
 すれば、皆が皆までいはいありますまいけれど、多くは是と彼と全く其位置を
 變へて、進歩の有様は逆比例を示すに到るさうであります。之は果して如
 何なる理由に依りませうか。無論之は、社會一般文物制度の差及び其他種
 々の原因より起る事ではありませうなれど、要するに、彼は大器晩成を期し
 て、假令卒業後にても、孜々と學んで倦怠する事なく、是は速成を願ひ、卒業の
 時を以て満足して小成に安んずるの傾がありますから、其結果に依るので
 はありますまいか。而して此速成を望む心は、代々殆んど遺傳して居る様
 でありますから、よく／＼心すべき事であると思ひます。

◎私の友人の兒は、仔細あつて普通よりも餘程智慧がおくれて居ましたの
 で、満四歳の時から幼稚園に入れてありましたが、學齡に達しました時も、少
 し思ふ處がありましたので、強て主任保母に依頼致して、猶今一ヶ年幼稚園
 に止めて置いてもらひたいと申しましたれば、保母は大に驚いて、大概のお

方は男のお子は、取別て一年でも早く成業する様にと被仰つてお急ぎにな
 りますのに、あなた様の様に、滿一年も幼稚園に止めたきを希望する、お方は
 是迄一向例がありませんと答へられたさうであります。之を以ても、一般
 の親達が平素抱いて居らるゝ教育思想は、概ね察せらるゝ事であります。

▲規律の習慣

◎總て小兒を育つるには、萬事規律を正しくするといふ事が肝要でありま
 す。假令ば玩弄物の如きも、人の物と自分の物との區別を明かにし、自分の
 物は自分に始末させる様にして、玩弄物類を出し擴げました時なども、後で
 必ず自ら片付ける様にさせ、殊に學校道具の如きは、始終其置き場を定めさ
 せて置き、學校より歸れば直ちに其定めた處に置かしむるやうに、一つのよ
 い習慣をつけ置きますといふ出掛けやうと云ふ間際になつて、彼れがなく
 なつた是が見えないなど、云つて困るやうな事もなく、又萬一なくなつた

場合には「お前が不始末だから無くなつたのだ」と申す様にして、我が物に對しては自己の責任と云ふ事を明かに思はしむる様に致すのが宜しくあります。

◎外國あたりで、中以上の家庭にでもなりますれば、父と母とは素よりの事、子供等とても皆各其部屋が別々になつて居まして、己が部屋は小さい城廓に等しく、充分自ら權利と責任とを持ち、假令父母兄弟たりとも無斷にてその室に入出入する事を得ず、所用あつて這入らうと致します時には、戸を叩き、内より「お這入りなさい」と答があつて後入ると云ふ風で、又信書は申す迄もないこと、押入机の抽斗など、如何に親しい間柄なればとて決して開ける事は出来ず、然れば自然に己が責任と云ふ觀念が強くなり、自分の室であるから汚くならぬ様に氣をつけ、衣服は押入の内に向け、書籍カバンなどは皆それ／＼机の上とか其他に取片付け、己の何々がなくなつた、あれは何處へしまつたのかと云て下女に對つて怒り散し、宅中引くりかへして探ね廻ると

云ふ様な騷をせずともすむとの事、又若し偶に物の紛失する事でもあれば、それは自分の責任、自分の不始末として、他人を咎むる事などないさうであります。我邦では家屋の構造も異り、生活の模様も全く違ひます、事故萬事俄に此通りに改めると申す譯には却々參りますまいけれど、大に參考と致すべき事でありませう。

◎又我邦では自家の子供の不在中に他家の人が小兒を連れて參れば、其小兒に對しての御世辭として、親が無斷勝手に我兒の玩弄物を出して、其兒に與へ、我兒が歸りまして後、自分の玩弄物のなくなつた事を氣づいて、彼是だいをこねますれば、何だね、そんなに喧ましい事を云はなくつても、お前には彼かほりに又よいのを買てあげるなぞ、申して却て叱る様な事もあり、ますが、あれは随分間違つた無理な仕打では御座ますまいか。又或人は、幼兒を機嫌よく遊ばせやうとして、わざと障子を破つて面白がらせなぞ致しますが、玩弄物は玩弄物として別に與へおき、決して其様な玩弄物でもない

ものを弄ぶ様な悪い癖をつけてはなりません。親の品物よし大切な物でなくともと児童の玩具類とは全く別にして、小兒をして自由に親の品物に手を觸へしめぬかは、小兒の不在中に親が承知もさせず勝手に其玩具を出して他の兒童に與ふる事などない様に致さねばなりません。又經濟の許す限り成るべくは玩具にても書籍類にても兄弟姉妹別々に其所有を明に定めさせおく様に致したいもので、之は一方に於ては獨立の氣風を養はせ、他方に在ては規律の習慣をつくらしむる事となるかと存じます。

◎又勉強する時と遊ぶ時とは、嚴重に之がままりを附け、遊ぶ時には餘念なく自由に面白く遊ばしむるかは、學ぶときには他事を顧みず一意専心學ばしむる様に致したい者であります。或人は西諺に「善く務め而して善く遊べ」といふ事のあるのと、我國に昔から深く戒めてある「遊ぶ勿れ」といふ事とは、一寸考へると矛盾して居る様に聞えるが、實際其の意味に於ては一つであると申されました。成程善く遊べと云ふは面白く遊戯するの意味で

あつて充分面白く活潑に遊んで身體を壯健にして後始めて健全なる精神を以て善く學ぶ事も出来ます。又遊ぶ勿れと戒めてあるのは所謂遊惰に流るゝ勿れであつて、何もしないでぶら／＼と無爲に過ごすといふ事は萬事不規律の源であり、閑居不善の古語も即ち之を戒めたるものに外ならぬことであります。是等は少時よりよくよく戒め置くべき事でありませう。

◎ある時私は多勢の小兒を集めまして「あなた方が最も熱心になければならぬ事は何でありますか」と聞きましたれば、皆異口同音に「勉強です」と威勢よく答へました。そこで又其反對に「熱心にしてならぬ事は何でありますか」と問ひますと、此度は餘程困つた様子で暫く首を傾けて考へて居ました。だがやがて其中の二三の者が「遊ぶ事……」と答へました。之は遊ぶ勿れの語を誤解したものでありますから、教育の任にあたる人達は心して其區別を明かにし善く務め而して善く遊べの趣意に悖らしめざる様致したきも

のであります。

◎又子供が相應に成長致して後例へば毎朝座敷の掃除をさせるとか、雑巾掛けをさせるとか、毎夕水を撒いて庭をはかせるとか、雨戸を閉めさせるとか、或は使ひ歩きをさせるとか、凡そ其の年齢と身體の強弱とに應じて、子供の力にて能ふ限りは成るべく用事をさせ、又た一旦用事を申附けた以上は、病氣其他格別の事故の起らない限りは決して一日にても休ませぬ様に致さねばなりません。一日にても休ましむる癖をつけます時は、大人でも左様であります。子供は別けて、次の朝より必ず嫌になつて其用をしない様になるものであります。毎朝毎夜是非ともせねばならぬ事と定めて置きますときは、自然習慣となつて、苦にもならず、其用を果す事が出来るのみならず、偶に之を怠るときは却々氣持悪しき様に思はれ、どうしても爲さずらには居れぬ様になるものであります。

◎何事も勝手に任せて、或時は用事させ、或時はさせないと云ふ様な事は、極

めて宜しくありません、如何にも少し嚴に過るやうで可愛想なやうではあります。徒に姑息の愛にのみ絆されて生涯拭ひ去られざる悪習慣を付けてはなりません。私はよく子供等に向つて昔は親が三百石取であれば、其子は馬鹿でも無能でも矢張三百石いたたく事が出来たけれども、現今では却々左様でなく、今後の様な境涯に遭遇しなければならぬか、分らぬ故成だけの事をば何でも務めておけと申して聞かせます。子供に掃除などを致させますれば、暇が入て却て汚くもあり、面倒臭くもあると思はるゝ方が、あるかも知れませぬが、假令あつたら、又ははき直しふき直しするに致しましても、是非一度は子供等に致させる様な癖を成るべく附けておかなければなりません。之は單に親の助手をさせると云ふよりも、子供の習慣上必要なのであります。然し上流社會の御家庭の事などは、私共には分りませぬ。

◎松方伯は餘程家庭教育に意を注いで居られたさうであります。決して其御子達を馬車に乗らしめられず、馬車に乗りたくば自分の力で出来る様

になつてから乗れと申されたとの事を聞きましたが之はよく味ふべき言でありまして、後來其境遇に應じての所謂堪能力と又獨立の精神とを養ふ上から申しても必要な事と存じます。身分ある親に案外馬鹿な子ができ、豪家の三代續かずと一般に申しますのは、幼時餘りに廻りの人々がチャホヤと大切にはやしたて、何事も御無理御尤で氣隨自儘をさせ親も亦出来るに任せて贅澤不規律に育てるからであります。

◎近頃は學校でも一年中休まなかつた生徒に對して精勤證を授けらるゝ事でありますが、あれは誠に結構な事と存じます。病氣の時は別として暑さ寒さの強い日或は雨風の烈しい時又田舎にあつては祭禮の時など、妄に休ましめるとか、早退させるとか、或は朝遅く出すとか云ふ様な事は斷じて宜しくありませぬ。些細な事の様ではありますが「ナニ一日位休んだからつて夫程後れる事もあるまい」と云ふやうな口實は決して許すべきではありません。又式日など授業がないからとて休ませるのは宜しくありません。

せぬ之は學業のおかれると云ふよりも、規律的の良習慣を破ると云ふ點に於て尤も注意すべき事でありませぬ。

◎夫から又朝起と就寢とは嚴重に其時間を定めておきまして、特種の事情のない限りは固く守らせねばなりません。或子供は宵のうちから眠がりますすけれども、また小供に依ては少しも眠がらず眠がらないからと申して打捨ておきますれば何時までも目を覺して居て却々眠らうとは致さぬのがあります。之を毎夜其儘に捨て置ますればだん／＼悪い癖がつき、長じて後所謂宵つ張りの朝寢坊とやらになるの始ともなります。夫故假令眠くないと申しても亦餘念なく面白遊に耽つて居ましても、時が來たならば必ず床につきかしむ様に強て致ますれば、後には習慣となつて、自然容易く床につくやうになるものであります。

◎土地に寄り人によつては、夜宴會の席に小兒を伴つたり或は興行物見物に小兒をつれてゆく事などありますが、之も至て宜しくありません。よくい

つ迄も御目がさめて居らつしやいますねと或人が御世辭を申せば「ハイ此
兒は誠に目がかたう御座まして」と得意になつて答へます。小兒は神経の
過敏なもの故其様な處へつれて參れば益々神経が興奮して却々眠るごこ
ろではありません。夫故他に手がなくて如何しても小兒を殘して出る事
が出来ませぬならば餘り極端な様ではあります。小兒を相當の年頃まで
育て上る間に於ては自己の業を犠牲にして成るべく夜は出かけない様に
致さねばなりません。小兒は大概朝早く目の覺める者であります。夜更
しを致させますれば朝も從つておそくなり遂には學校の始業時間にも間
に合はなくなり、一の不規律は延て他の不規律をも生ずるの道理でありま
すからくれぐれも注意致すべき事でありませう。

▲悪戯、親切、約束、公德

◎可笑しな様子をした狂人だの盲目の乞食だの通ります時に、どうか致す

と、小兒等はからかひ半分に石を投げたり、杖を引張つたり、つゝいたり、色々
の悪戯を致すものであります。是れ等は親々が注意して、心身の不具な者
をば賤しむる事なく却つて之れをあはれみ助くると云ふ様に致させたい
ものであります。

◎四五年前に或る地方で高等小學の生徒兩三名が、盲目の乞食をつかまへ
て、いちめて居ましたところへ十才ばかりの一人の小兒が出て參り「あなた
方は何の爲めに學校で修身のお話を聞いて居るのですか、假令先生が見て
居らつしやらなくても、自分の心に悪いとも何とも思はないのですか」と申
して止めましたとの事で、當時新聞にも載せられ世間の評判になりました。
私共の耳にも入つた事が御座いました。

◎先年私の甥が商業見習のため渡米致しました。日本で中學を卒業して參
つたのでありますが、何しろ語學の力が不充分でありましたから、最初グラ
マー、スクールに入學したさうであります。兎に角十九才にもなる青年が

十三三才の児童と共に勉強致すのでありますから、間もなく級中の首坐を占め得る様になつたらしく、其うち級長の補缺投票がありまして、私の甥が當選になつたさうで御座ます。彼は豫想外の結果に驚いて始はからかはれるのではあるまいかと薄氣味悪く危ぶんで居たさうであります。其様な模様は更にないのみならず、級長の命一度出では何事も其通りに行はれざるなく、一絲整然として少しも亂れると云ふ事のなかつたには再び驚いて流石公德を重んずる文明國の仕打であるといたく感服致したと申越して居ました。此話を讀んで實に羨しく覺えました。若し我邦で都門の或學校へポツト出の田舎者が参りでも致しませうものなら其時は如何でありませうか、よし其人の學力が優等でありましたも、それを直に眞心から級長に選舉なし得る程、我邦の児童は宏量にありませうか、又よし級長に當選致したところで、少しも之を馬鹿にする事なく、整然として一絲亂れずと云ふ程に其命令が行はれるでありませうか、情なく口惜しき事ながら未だ然

り」と答ふる事は出來ない様に思はれます。(但し排日問題の研究などは全く別の話でございます)

◎私は或時途を歩いて居まして、高等小學の生徒ともおぼしき十三三才の少年四五名の一群にあひました。丁度そこへ田舎者らしき一人の老婆が参りまして停車場へ参る道筋を尋ねましたところ、皆々さもうるさいと云はぬばかりに「フン己達を知るものか」と申して愛想氣もなく行きすぎました。其の中の一人品格もやゝ立まさりたる少年は踏み止まつて、叮嚀に其途を教へて居ました。すると老婆は非常に喜びました様子で、厚く禮をのべて立去りましたが、少年は尙暫く老婆の後姿を見送つて、間違ひなく行き得るや否やを氣づかふ様でありました。

◎又私は或時電車にのつて居まして、折あしく乗客がこみ合つて居ましたところに、やはり田舎者らしき老婆がはいつて参り、まご／＼して困つて居るのを見まして、十三四才ばかりの男兒が、直に立つて自分の席をゆづつて

つかはすのを見受けましたが、かゝる少年等は抑も如何に奥床しき家庭に育てられつゝあるのでありませうか。何でもない事の様ではあります。私はしみじみ感に堪へませんでした。子供は家庭の反射鏡であります。子供を見れば直に其家庭の様子がわかり、其母親の人格が思ひやられます。

◎子供同志はよく明日は何處其處へゆきませうとか何々をして遊びませうとか約束するやうな事がありますが、斯様な場合に若し親が氣づきましたならば、必ず其約束を履行させるやうに致さねばなりません。又相應の年頃になりましたならば、假令簡單でも毎日怠らず日誌を記させると云ふことは大に有益な事でありませう。

◎公園の樹木を折り花實を取り、禁じてある所の魚鳥を捕ふる事などない様に、又自分さへ都合が宜ければ他人はどんなに迷惑を感じても一切かまはぬと云ふ風のない様に、現今世間で一般にやかましく申されて居る公德と云ふ事に就ては、幼時より親々が深く心がけて學校と力を協せよく其理

を申聞せて、充分養成せしむる様に致したいものであります。外國では下等な處の子供が途を歩きながら、蜜柑だの落花生の様な物など喫べましても、彼方では歩きながら物を喫べると云ふ事は別に咎めませぬさうです。其皮を途に捨ると云ふ事なく、ポケットに入れて必ず自宅に持って歸るとの事を聞きました。又魚鳥捕ふ可からずとか、花木折るべからずとか、此堤に上る可からずなど、申す様な制札を立てはなけれど、決して其様な事を犯す人はなく、公園地の隅の處に紙屑籠が置いてあつて、途に紙屑を捨てること云ふ事なく、必ず其籠の處へ持つて參つて其中に捨てること申す事でありませうが、是等の事柄に依ても、如何によく公德の嚴守せられてあるか、分ります。

▲命令は必ず行はす

◎或人が日本人は兎角子供に對して命令が多過ぎて、而して割合に其命令を強て實行させやうと努めないのは大缺點である」と申されましたが、之は

私も同感であります。一寸した事にもソレ其様してはいけない、彼様してはいけないを申しますが、其割に、一度命じた事をば、飽までも何様にして、も行はせやうと勤めないのは、如何にも遺憾に思はれます。些細な事に餘りこせくと干渉せぬかは、一度申しつけた親の命令は必ず其通りに是非實行致させたいものであります。例をあげて申ますれば、此菓子はもう是れきりしか無いのだよと申して與へておきながら、ねー母さんモー一つよーとねだらるれば、それじやあモー今度こそ是れつきりなんだよと申して、二度も三度も同じ事を繰返して居るやうな事では、親の威厳は何所に保たれませうか。一旦是限りと申しました以上は、假令どんなに泣いても、いくらだいをこねても、暫く時の経つまで決して與へてはなりません。

◎一旦使に行て來よと命じた以上は、何と云ても必ずやらなければなりません。凡て子供が親を馬鹿にするよと云ふのは、子供が親を馬鹿にするので、はなくて、親自らが馬鹿になるのであります。自ら侮つて而して後人之を侮

ると申すのは、親子の間柄に於ても亦真であります。今時の子供は、伶俐で何でも知て居て、よく理屈を申しますから、昔者の無教育な私共の手に育てる事はとても出来ませんなど、子供の自慢半分に申すのは、大なる間違であります。親は年の功だけに、社會各方面に對する常識にも、富み、前後の思慮分別も比較的深く行届きますから、よし學問はなくとも、親はやはり親として、相當な場合に適宜の親權を行ひ、眞實誠意、我子の爲を計らなければなりません。又それは親として當然の義務であります。

◎男の兒は女親にはとても育てられませぬ、私の申すことなぞ少しも聞きは致しませぬなど、能く申す人がありますが、決して其様な道理のあるべき筈の者ではありませぬ。云ふことを聞かないのではなく、聞かせやうと勤めないから悪いのであります。何處の宅に於ても、概して父親は外出勝の者でありますから、子女の教育はどうしても母親が擔任して、馬鹿にされぬ様に、恩威并び行はれて、寛嚴の度其宜しきを得、且命令を厲行するやう

に幼少の時から其始を慎む事が大切であります。

▲寛に過ぐるよりは寧ろ嚴

◎生れて間もない赤兒が泣くのは、只餓を訴ふるためばかりではない故泣いたからとて無暗やたらに其度毎に乳を含ませるのは宜しくない泣くのは赤兒の爲には却て運動になつて宜い時に依ては捨ておいて泣けた方が宜いとはよく人の申す事でありすが、少し長じて二三歳になりました時は、尙更泣いたからとていろく機嫌をとり菓子と與へなごしては宜しくありません。泣きさへすれば菓子も貰はれ、何様な無理でもだゞでも通ると思ふやうな心を起させてはなりません。「此菓子を上げるからもう泣くのをお止し」と云ふに至つては抑も言語道斷であります。子供の泣くのを決して親が怖がつてはなりません、それかと申して、ひどく打つたりたゝいたり抓つたりするやうな事は、無論宜しくありませんから、小兒が親の申す事

をきかなかつたり、無上に腹を立てたり、だいをこねたり致します時には、決して機嫌を取ることなく、全くかまひつけないで知らぬ振をして打すておき、或は又空間のうちに閉ぢこめおきて泣き止む迄は誰も其處へゆかぬやうにするが宜しくあります。滅多に泣き死ぬやうな氣遣はありませぬから大丈夫であります。

◎既に四五才にもなり、多少物心を辨へるやうになりましたは、此事は殊に必要であつて、自分が泣いたり無理を云つたりしたから、それで閉込められたのであると、自らの非をさとらしめ、是非謝らせるやうに致さなければなりません。親が其子を叱るのは、申す迄もなく決して憎くて叱るのではありません。それなのに下婢或は近隣の人などが、わざくあやまりに來たり、或はわざと閉込めてあるものを無理につれ出してゆき甚だしきは機嫌を取るために菓子など與へ尙其上に「母さまは馬鹿ですわね……こんな可愛坊やを叱つて悪い方ですわね」などと、叱つた人を悪く云ふやうな事も往

々ある様であります。之は素より悪意からではなく、却て其子を不憫だと思ひ、又少しも早くすかして泣き止ませやうと思ふ親切心から出るのではありませうなれど、甚だ迷惑千萬な事で、折角の親の苦心を水の泡にして、威厳をめちやめちやにして、だんく〜と命令を行はれなくしてしまふ様なものでありますから、餘程注意して戴かねばなりません。又下婢などにはよく申しつけておかなければなりません。

◎或婦人が洋行中或家を訪問されました時に子供が悪戯をして、其母親からひどく叱られて打しほれて居るのを見て、如何にも氣の毒に思ひ「お可愛想に……もう許しておあげなされては……」と申されたるに母たる外國婦人は色を正して「私の子供の事は私に任せておいて戴きたい」と答へて、更に話頭を他に轉じてしまつたとの事をききました。

◎下田歌子女史の御演説の筆記を読みました中にも「兒を育つるに中庸に依るべきは素よりの事であるけれど、中庸と云ふ事は却々むつかしい、若し

何れにか多少傾き易いものとするれば、寛に流れ過るよりは寧ろいくらか嚴に失する方がよいと云ふやうな意味の御言葉があつたやうに覺えて居ます。親の慈愛は高大無限の者でありますから、自分では嚴に過ると思ふ程でも、傍から見れば丁度宜い加減になる位のものであります。況して始からやさしく緩かにと云ふを趣意として育てますならば、失策の出木ないのは寧ろ不思議と云てもよい位のものであります。武士的教育が廢れまして以來、之にかはるべき主義がなく、一般の家庭教育は寛の一方にのみ偏して、子女の將來をあやまらしてしまふやうな傾向がありますから、特に此注意を促しておきたいと思ふので御座ります。然し私は木枯の吹きすさんで居るやうな寒い冷い家庭で子供を育てるが良いと申すのではありません。夫婦の間よく和合して、駘蕩たる春光の長閑なる家庭に於て、可愛がるべき時には心のゆく限り可愛がりますか、はりに叱ります時は容赦なく叱り懲らすと云ふ方針を取て育てますならば、所謂天真爛漫たる小兒らしい無

邪氣の小兒を養成する事が出来やうかと存じます。而して親が子供を叱りますには、自分に先づ腹を立てはなりません。先づ腹を立てましては、是非曲直を正確に辨別判断する事が出来なくなり、従つて間違つた叱り様を致すかも知りません。故に己が一時の痼癩をいやす爲ではなく、眞に子供の爲を計り、其是非曲直を鑒みて後徐に叱らなくてはなりません。

▲全家族方針の一致

◎親に依ては、自分は仕方なしに叱られるけれども、他人は傍から其子をかばつて謝罪つてくれさうなもの、又あやまつてくれる筈であると思ふ人があるさうであります。それは大なる心得違であります。悪い事は飽くまで叱つて其非を正し、善い事はほめていよく獎勵致さねばなりません。◎凡て家庭教育は、家中皆が一致協同して致さなければいけません。父が叱つた後母が直に蔭にまはつて之をいたはり、父さんには内分だけれどと

か、父さんに知れ、ば叱られるのだけれどと云つて、父の禁じて居る事を陰かに母が許してやり、又父母が其兒を叱りました時に祖父母が之を庇つて、却て父母を叱りなど致す事は、全く宜しくありません。一人が悪いと云つて叱つた事は、他の人も同様に悪いと云ひ、又一人が善いと云つてほめた事は、誰も皆善いと云ふやうにして、多少考の違つて居る事がありました。御互に少しづつ、意見を曲げ、ゆづりあひ相談し合つて、子供に對しては同一の主義を以て盡さなければなりません。

◎貧しき人に盗をするなど教へるよりは、職業を授けて自ら善に導く事の得策なるが如く、子供を育つるに當りましては、餘り消極的方法を取て、徒に悪戯をするなく、と云て戒め叱ります時は、岩に激する水の如く、するなと云て止めらるゝ程尙一層したくなり、見てはならぬと禁じらるゝ程却て見たい念をます様な理でありますから、夫よりは積極的方法を用ひて、善事を獎勵し、悪戯をする餘裕のない様に致す方が宜しく、所謂勿れ主義より爲せ

主義の方が効果を収め得る事は遙に多くありませう。

◎父は頑固で非常なやかましやであり、而して母は静でおとなしい一方の人でありましたなら、其兒は多く失策り易い様でありませう。之は父は嚴にのみ失して愛情少く、母は又其反動で不憫がまし、折角父が矯正せんとして叱りました事を、蔭にまはつて直にいたはり慰めやうとして、只管機嫌を取りますために、兒は一方に對しては怨み僻みの念を起し、他方に向つては我儘を増長する様な結果に立至るのでありませう。願くは父は徒に嚴にのみ失せず、母は又父一人を恐がらしめず、且自らは妄に姑息の愛に溺れて前途を誤らしめぬ様に注意し、父も母も同様に慈愛深く、同様に嚴重な人であるとして、小兒をして思はしむるやうに致したいものであります。前に申ました事ながら、父母も祖父母もみんな一致協力して、同一意見を以て家庭教育の任務を果さなければなりません。

▲小兒を罵詈雑言する事の不可

◎曾て催眠術に就ての話をききました、其術にかゝつて居る人に向つて「お前はお姫様だよ」と申せばお行儀よく坐り、袖をかき合せてお姫様のやうな真似を爲し、「お前は壯士だよ」と申せば腕まくりなどして宛も壯士らしい様子を装ひ、又「お前は犬だよ」と申せば、四つ這になつて犬のやうな状態をするとの事でありませう。餘り教育もない下等なところの親になりますと、無暗に己が一時の怒に任せて、自分が他に何か腹の立つ事でもあります時は、子供に八つ當りして、罪もない者を頭ごなしに叱りつけ、甚だしきは打たゝいたり、馬鹿め！とか此飲鬼！とか聞くにもたへぬほど酷いことを申すやうな事のあるのを往々耳に致します。中流以上の相應な教育ある人にしては、無論此様な事はありますまいけれど、是等は實に以ての外の事と存じます。答もない其子に八つ當するさへ既に宜しくありませんのに、馬鹿

とか餓鬼とか、其様な下等な言葉を使ひますれば、前述の催眠術に於ける場合と同じく、小兒の心まで無下に卑しくなつてしまひます。凡そ人には自尊心と云ふことが最も大切であります(自尊心はいけませぬけれど)又子供は却々に名譽心の強いものであります。一寸轉んで泣き出さうとでも致します時に「まあ強いこと！お前は大将だから泣かないね」と申しますれば、其子は假令泣きたくてペソをかき初めて居ましても辛抱して容易に聲などあげて泣くものではありません。

◎外國では、お前は紳士になるのであるから云々の事をしなければならぬ」と云ふやうにして、他人に對して親切を盡すべきこと、其他公德を守るべき事などについて教へるさうであります。紳士になるのであるからと申せば、子供は自ら重んずる心になつて自然注意する様になるのであります。大人でも、自分はまだ到底駄目である、つまりらぬ者である、世間は誰一人自分を信用してはくれぬ、世の人々は皆自分を罵詈謗して居ると思ひ僻み、も

う何うでもよいと自ら捨て、失望してしまひましては、自暴自棄の念に於て、廉恥を忘れて、どんな悪い事をでもする様になります。一たび罪を犯した人が再三再四罪を重ねて、だん／＼墮落してしまひますのは、其原因はいろいろありませうなれど、多くは社會から捨てられる、前に先づ自ら棄てるに因りませう。社會に於る自分の位置に對して、名譽を重んじ責任を感じ信用を大切と思ふ心がありますならば、滅多に悪い事のできるものではありませぬ。小兒とても同様で、自分は馬鹿である下等な餓鬼であると思ひますれば、恥も外聞も忘れて益々下等に陥つてしまひます。こんな事は人間としてすまじき事、こんな事をすれば恥かしい事であると思はしむる様にして、廉恥と云ふことを教へ、宅の御先祖には斯う云ふぬらい人があつた、お前も其様にえらくならねばならぬ、御先祖の名を辱しめぬやう、夫に優ることは出来ずとも切めては劣らない丈の人物にならねばならぬ」と云ふ様にして、責任を感じさせ、其名譽心自尊心に訴へて適宜に訓誡致すべ

きであります。
 ◎夫故如何に我子なればとて妄に罵詈惡口するのは教育上斷じて宜しくありません。小兒は至て無邪氣な者何の意味もなく惡戯を致すことがあり又自分の惡戯した事を多くの場合直に忘れてしまふものでありますから、只やかましくばかり申して怒りつけましては何の爲に叱られて居るのやら、何が惡かつたのやら分らぬやうな事で、何の益にもたぬのみならず却て害となります。昨日の出來事を今日になつて叱つたり或は幾時間も過去つてから叱りましたとて、少も効目はありません。又徐に道理を云つて聞せなくては、子供には譯が分りませぬ、子供が川へ遊びに參れば危いのは素よりの事でありますが、平常からよく其譯を云ひきかせておきもしないで、其子がたまさか川へ遊びに行つて、運わるく衣類をぬらして歸つたからとて、打擲してまで非常に叱り懲す人がありますが、之は餘りに無理な間違つた仕打ではありますまいか。平常よく申聞かせておきませんか。

たのは自分の不注意不行届であります。それをば棚に上げておいて無暗に子供を叱りましては、子供の方では立つ瀬がありません。又譯をも云つて聞せないので、只やかましく止めておきますれば、子供は夫程に危いと云ふ事が分りませんから、其次からは親にかくれてゆくやうになります。又衣類をぬらした位で、彼是と大げうに叱りますのは、餘り酷では御座いますまいか。男兒は衣類を汚したり破つたりする位でなくては役に立ちません、其方が體育の爲にも將た氣性養成の爲にも却て宜しいので、亂暴な言を申す様であります。偶には少々、の怪我致しても可いと思ひます。又兒童が稍長じて大分物事が分る様になりましてからでも、假令内心では何と思つて居ませうとも、お前見た様に何も出來ないで役に立ぬ兒はないなど、誠めるでもなく叱るともつかず、獨言半分に小言を申したり致すのは宜しくありません。而して多くの親達は、心中に思ふよりも餘計に口小言を申す様であります。

◎凡ての場合に餘りガミ／＼と小言ばかり申して叱り懲らし抑へ付ますれば、いやにいちけて卑屈な妙な兒になつてしまひます。一休禪師の所謂らしくと云ふことは尤も大切で、小兒は小兒らしく、無邪氣に鷹揚にねぢけな様に育てなければなりません。大人らしい小兒は好ましくあるまいと思ひますが、絶えず小言ばかり申して居ますれば、小事によく氣のつく老人じみた小兒となつていけません。ア、それはいけないよとか、又そんな事をしななど、一々彼是申して居ましては、何うしてのび／＼とした天真爛漫たる小兒の出来る筈がありません。前にも申ました通り、あゝもしてはいけません。いゝそんな事をしては困ると云ふやうに一々干渉してさし止めたり抑へつけたりしないで、かうもせよ、あゝもして見よと云つて善い事を見せよとせ、只管其方に向つて自然に勵まし進ましむるがよろしくあります。要するに、植物を日當のよい土地にうゑると同じく、小兒をば成るべくよい境遇の下において、親は只其大體を監督するに止め、おのづから智徳を開發せしむ

る様に心がけねばなりません。苗の速に生長せん事を希つて其穂を摘み引き延しておいたれば、苗は遂に枯れてしまつたとの話があるではございせんか。

▲爲し始めたる事は爲し遂げしむる事

◎何事もしたり止めたりと云ふ事は宜くありません。毎日定められてある事は一日たりとも缺かさず、其時間内に於ては其丈の用事を務めさせねばなりません。故英女皇が幼少の御時、庭内で葦の類を集めて小屋様のものを作つて御遊びになつて居られましたところ、中途にてふと何か他の面白い遊について思出され、前の遊を止めて、屋内に馳せ入らんと致され、またのを、保母たる某夫人は厳しく止め参らせて、殿下の造り初めさせ給へる

小屋は未だ出来上らざるに、何とて他の御遊に御心をば移させ給ふぞや」と御諫め申上げたとの事でありませう。些細な事のやうではありますが、何事にかざらず、たへ忍んで終をよくする習慣をつけさせおくことは最も肝要でありませう。

▲小兒に過失のありたる時

◎小兒に過失のありました場合には、よく其時其兒の意志如何を考へて、只己が一時の癡癡に任せて叱つてはなりません。例へば如何程大切な器物をこはします様な事がありませうとも、若しそれがついほんの粗勿で致した事ならば、只將來を戒めるばかりに止めておき、之に反して假令些細な事でも悪いと知りつゝ、偽を申したとか云ふやうな場合には、ひどく叱り懲さなければいけません。心にもなく粗勿を致した時に餘りひどく叱りますれば、其次からは却て偽を云つて其過失を蔽ひかくすやうになりま

す。叱るにも餘程注意して、若し過失のできた時には少しも隠さず、直に親の許に馳せ參つて謝まらせる様にしつておかなければなりません。親にかくしてすると云ふ事は、凡ての失錯の源で墮落の始でありますから、父に對しても母に向つても必ず少しの秘密もない様に致させたい者であります。ワシントンが幼時手斧を以て、父の鍾愛せる櫻樹を切り倒しました時に、彼の父が「汝をして只一言の偽を云はしめんよりは、我は寧ろ喜んで千の我愛樹を失はんと申しましたのは、小兒に對してのみならず、人の親たる者に向つての最もよい訓誡でありませう。

◎私の或知人が曾て大工を頼んで家の修繕をして居ました時に、五六才になる其人の子供が出て參り、人々の油断して居る間に、何心なくマッチをすつて、隅の方に積んでありましたるカンナクツに火をつけましたところ、火は忽ち炎々と燃え上り、危く大事に到らんと致しましたので、其兒は非常に驚いて、只もう呆氣にとられて見て居るばかりでありました、其處へ親人は

急いで馳つけて、あわて、火を消し止めました後、徐に其子に向つて、木片に火を點れば炎上つて、其結果はどうなるかと云ふ事を、實際について申しさかせて爾後を戒めましたのみで、決してひどくは叱りませんかつたさうでありませんが、之が教育のない親であつたならば如何でありましたらうか。然し若し一度でも、火いたづらをしてはならぬときびしく親から申しさかされてありましたのに、其命令を用ひず親の目を忍んで致しました事ならば、大に趣を異にする次第でありまして、従つて悉く其處置を違へねばなりません。

◎小兒に過失がありましたして一度之を叱り懲りました後、小兒の方で充分其非をさとつてあやまり、且將來を慎むと誓ひ、又親の方でも一旦それを許すと申しました以上は、幾度も同じ事をくりかへして叱り、或は次に他の過失を致しました時までも、前の非を例に引いて、先達もあんな事があつたに、今度も亦こんな事をして、などと申すのは、至つて宜しくありません。叱る時

には如何にひどく叱りましても、免す時にばきれいに免して、昨の非をば全く忘れてしまつた様にしなければなりません(素より内心には前の非をもよく覚えて居て終始参考として注意して居なければなりません)既に免すと一旦申しましたにも拘らず、餘り幾度も、同じ事を引出して、くりかへし叱ります時は却て小兒の方で「またか」と云ふ感(かん)を起して、効目(きくめ)はうすくなるものであります。

▲夫婦間に秘密あるべからず

◎前にも申述べました如く、小兒は成るべく小兒らしくあつて、天真爛漫たる氣風を失はせない様に、すら／＼とのびやかに育てたいものであります。が、それは如何しても圓滿なる家庭に於ていなければいけません。小兒は凡て其父母に對して秘密なからしむる様にと申しましたが、それには必ず先づ夫婦間に秘密があつてはなりません。良人が妻に隠して外にて不品行

を働くなど、それは又全く別の問題でありまして、只今此處に申すべき餘裕もない事でありますが、一身分とも云はるゝ妻が、其半身たる夫に内分で衣類を新調したり、帯を求めたり指輪を買たりする様な事では、どうして其兒にのみ秘密なからしむる事が出来ませう。其様な家庭に育てられて不知不識の間に不都合な行爲を見聞して居ますれば、其兒は生長の後他へ遊學に出まして多分の金を費ひこみました時など、父には内密で母に無心を云つてよこしたりする様になるのであります。其時母は又父に知れぬ様に、我身をつめて無理算段をして、こつそり金を送つてやれば、其子は之をよいことにし母上は興し易しと思つて、又費つては又無心を云つてよこす様になりだんく深みへ陥る様になるのであります。昔より嚴父慈母とか申して、母は妄に舐贖の愛に溺れ、父は嚴しい一方に偏して、子供は父の面前と蔭とでは大に其行狀が違ひ、父不在の時母一人にては馬鹿にされて、命令は行はれず、何とも始末のつかぬ様な場合が多くありますやうですが、今後

は何卒其様なことのないやうに致したいものであります。

▲慈父嚴母

◎外國殊に英國あたりの家庭では嚴父慈母ではなくて慈父嚴母と云ふやうな有様ださうであります。何所の宅にても父は外出がちのもの、宅内に常に共にあつて、其子の教育を擔任して參るのは母の重い務であり、又其感化薰陶を深く及ぼすのは免れがたい母の役目でありますが、とかく近づき親しむの結果狎れて馬鹿にされ易いものでありますから、どちらかと云へば慈父嚴母と申さるゝ程に、母を畏敬せしめておいて、夫れで命令が行はれて、丁度よき程になるであらうと思はれます。

◎小兒が悪戯を致します時に「ソレお父さんが、お父さんが」と云つたり「今にお父さんが御歸りになつたら申上げますよ」とか云つて、自分は恰も叱る權利なきが如く、父一人を恐る者に思はせて、折角他より勞れて歸つて參り無

邪氣なる我子を相手に、終日の鬱を晴らさうと楽しんで居る甲斐もなく、兒は父の姿を見れば、何か遠慮して隅の方に小さくなり、傍へも寄りつかぬ様であつたり、妻は戦々競々として、何か悪い事を見つけられでもしたかの如く、今に叱られはせぬかと云ふ様な風をして、其相手になつて慰めると云ふ事もありませんかつたならば、如何で一家團樂の快樂な望むことが出来ませう。従つて良人は面白くない感を起して、直に宅を飛出して、あらぬ方角に足を向るやうになり、妻は又良人の外出の度がふえるにつれ、自暴を起して、ますます、内密に己が物などこしらへて、徒に金を費ふと云ふ様になりましたならば、小兒は見やう見真似でいよゝ悪くのみなりまさり、一家不幸の程度は止途もなくなる事でありませう。俗に「子女は夫婦間のカスガイ」とやら申します、小兒に天賦の美質を發揮せしめ、之をして和樂の原動力たらしめましたなら、其兒將來の成功は申すに及ばず、一家の幸福も亦此上ない事でありませう。

▲ 叱るよりも慰め勵ませ

◎ 小兒の性質は種々でありますから、叱りますにも其性質をよく見きはめて方法を違へねばなりません。非常にいたづらなきかんぼうならば、随分甚く叱つても宜しいが、静でおとなしい沈み勝ちのやうな兒を餘りひどく叱りましては、却ていぢけて神經質になつていけなくなる者であります。例へば親が成功を急ぐ餘り、未だ學齡にも達しない頃から、(現今は左様の事はありますまいが)學校に入れました爲め、或は幼時大病を煩ひました等のために、格別不勉強と云ふ譯ではなくとも、他の兒童に比べて腦力がまだ充分成熟して居ない所から、遂に落第の不幸を見る様な事でもありました時に、前後の事情をも考へ合さず、只管將來の爲と思つて、やかましく叱責するのは宜しくありません。斯様な場合には、小兒の方で既に「落膽して居るのでありますから、夫をも察せず親の方で尙彼之申せば、彼は愈々立つ瀬が

なくなつて子供ながらに自暴自棄の心を起し、其後の成績は却て悪くなる者であります。夫故かゝる小児に對しては叱り懲すと云ふよりも寧ろ慰め勵ますと云ふ方法を取るのが得策であります。又何かにつけて「先達は落第したくせに」と申して、殊更に他の兄弟達と區別をつけ或は冷遇するやうな事は、大に其兒の感情を害して宜しくありません。

◎私が尙在學の頃、學校教師は私共に何か過失のありました場合に「それはいけません」と申された事は曾て一度もありませんでした。いつも温顔に而も一種の犯すべからざる威嚴をたゞへて「そんな事をする筈ですか」と先づ當方の良心に訴へて自ら其非を覺らしむる様にとめられました。が、それは餘程効目がありましたやうで、私は今も尙其時の事を忘れません。

▲褒美を約束して用事をさせる弊

◎又小兒を教育する上に於て、此菓子と興へるから此用事をせよとか、何處

其處まで往つて來たなら褒美の品を買つてやるなどと申して、豫め報酬を目的として義務を果させる様な事は宜しくありません。之は生長の後までも鄙劣な根性を助長せしむる始となりません。勿論善事を致した時或はよく命令に従つて用務を果しました時など、親は心から夫に同情をよせて喜び、且ほめてやらなければなりません。小兒は餘程名譽心の強い者でありますから、親より褒めらるゝは取別て嬉しいに違ひありません。夫故幼いながらも又もや親を喜ばせたい、親の笑顔を見る事は己も亦此上なく楽しい事であると思ふ様になつて参ります。之は一寸矛盾の様であります。よく考ふれば、物質的と精神的と獎勵の方法の異つて居る所が分ります。

◎或地方の農家などでは、子供が學校から歸りますれば、草を刈りにやるとか或は草履だの草鞋だのを造らせるとかして、其賃に錢を興るさうであります。又或人は小兒に用事をさせて後錢を興ふる事は貯蓄心を起させてよいと申されます。故英女皇は一天萬乗の尊き御身におはしながら皇子

共に喜でもらほうと楽しんで歸りましたものを、其情を察しませず、やかましい彼方へいつておいで」とか「うるさい兒だよ、面倒臭いねー」と云つて叱り飛ばすのは、餘りに酷い無慈悲な仕打で御座いませう。

◎小兒とても我々と同じく、小さいながらに一人前の人格佛家の所謂佛性とかを備へた人間でありますから、如何に我兒なればとて、決して龜末に取り扱つてはなりません。凡ての場合に同情をよせ、慰めもし喜ばせもして、親の慈愛を充分に感じさせておきますならば、一家の楽しい事が分り従つて兄弟姉妹互に相愛し相扶くる様にもなり、又親の容姿が絶えず目前にちらつきますため、長ずるに及んでも自然悪い事は出来なくなるのでありませう。

▲放任と規律

◎身分ある人の家庭に於ては、其様な事はありますまいが、少し低い處へ参りますると、小兒が學校から禮儀作法を覚えて歸り、叮嚀に兩手を仕へて只

今歸りました」とか「朝出がけに往つて参ります」とか「或は夜寐みます時に「おやすみ」とか「朝起きました時に「お早う御座います」とか挨拶を致せば「エ、蒼蠅い、そんな難かしい事はよしておくれ」とか申して、折角の良風を親が却てくづしてしまふ様な事があるとの事をよく聞きますが、斯様な事は成るべく學校と家庭と一致協力して施すやうに致したいもので、それに就ては何とか今少し良い方法を設けて、學校と家庭との聯絡を密にするやうに計つて戴きたい者と存じます。尤も私は男兒に對しては出來得る限り放任主義を取て行儀作法の事などやかましく云はない方がよいと思ひますけれど、衣冠を正しく着せる人の横臥なし得ぬと同じく、心靈と身體とは深く相關聯して居るものと見えまして、心の有様が身體に影響を及ぼす通り、身體の状態も亦心を感化するものでありますから、特殊の場合例之へば食事の時の如きは成るべく彼方此方へ膝をねちつたりなどさせぬやうに、平素は放任しておきましても、定るべき所には、定限をつけ、嚴重にすべき所は嚴重

にした方が宜しう御座いませう。

◎昔の人は、五節句等と申して折目切目を正しくし、平素相親しみ相馴れて居る間柄でありまして、殊更に禮服を着し、端座してしかづめらしくおめでたう御座いますなど、挨拶致し、凡てのこと禮に始まり禮に終つて、互に相睦み相樂しむと云ふ風で、是等は尤も結構な習慣であつたと思ひますが、近來だんぐとそれが廢れて參りましたのは誠に惜むべき事で、又偶には禮に始まる事がありまして、多く亂に終りますのは慨はしき至で御座ます。外國では毎夕晩食の時に衣襟を直し、中流以上の社會にあつては、平素にても男は燕尾服女は通常禮服位に改めて、嚴正なるうちに和氣霽々家族中集り時には二三の親しき人をも招いて、樂しんで亂れず會食するとの事を聞きましたが、如何にも羨ましい風習だと存じます。

◎夫れで私は、或時には放任主義を取るやうにと申したり、又或時は規律を正しく嚴重にする様にと申して、とかく前後矛盾するやうであります。が決

して左様ではありません。例之へば廣い牧場のまはりには遠く鐵柵をゆひめぐらしたる中に、牛馬を放し飼ひに致すやうなものであります。其柵内にあつては、牛馬は青草を食らうと、跳んだりはねたりしやうと、或は傍をチヨロ／＼と流れて居る小川の清水に咽喉をうるほさうと、それは勝手次第であります。其柵をこえて外にとび出る事はできぬと同じく、兒童を教育致しますに於ても、或範圍内にあつては自由に放任しておきますが、規律と云ふ堅固なる鐵柵外には一歩たりとも踏み出す事のできない様にし、乃ち寛に致すべき所は出来るだけ寛に取扱ひましても、それは何所までも際限なくではなく、少したりとも其短をこえる事のない様に充分嚴重に致しておきたいと思ふので御座います。

▲虚言を教へぬ事(附、恐怖心を起さしめぬ事)

◎親の命令には何處迄も従はせなければなりません。假令命令を用ひぬ

からとて狐が來るとか妖怪が出るとか或は裸體になつて居れば雷に臍を取られるとか云ておどしたり、又表へ連れ出さうがために實際ありもしないのに、奇麗なものがあるとか面白い物が通つて居るとか云て、他の物の力を借りて來て、やつと欺いて命令を行はせるのは、誠に宜しくありません。凡て子供の時に怖がらせられたる事は、餘程深く神經にしみこむものであり、と見えまして、成長の後、いくら道理上では妖怪の出る事は決してない、萬物の靈長たる人間が何も狐狸鬼畜の類を怖がる事はない筈であると、充分覺悟して居ましても、夜おそく暗い處などを通りますると、何となく怖氣づいて後に曳かるゝ様な髪根のしまる様な心地がしたり、雷は電氣の作用であるから強く恐るゝには足りない、と承知して居ましても、電光閃々と眼を衝て來り、雷聲轟々と耳をつんざくやうな場合になりますと、直に顔色は青さめ、急いで蚊帳の中にもぐりこみたくなりますのは、全く幼時餘りにおどされたる結果に外ならぬのであると思ひます。又幼兒の心は恰も白糸

のやうに何も知らず無邪氣で清かでありますのに、實際ないことをさもあつたやうに云て欺しますのは、取りもなほさず白糸に汚點をつけ、瑕瑾のない玉に瑕瑾をつけるやうなものであります。

◎先頃私は或處で四五歳ばかりの男兒が母親の乳房にすがつて居るのを見受けました。其婦人は小兒の乳飲む事を強て止めさせやうとして「サア早くお止し……今お止しだつたら直に勸工場へ連れて往つて善いものを買つて上げるから」と申しますと、其兒は「嘘だ！嘘だ！」と云てどうしても乳を離しませんでした。嗚呼斯る可憐の幼兒の口より嘘と云ふ言を出さしむる様に致したのは、抑も誰の罪でありますか。又假令此時直に其兒が乳房を離しましたところで、其婦人は實際勸工場へ連れて參つて物を買つて與へたのでありませうか。想ふに是迄とて幾度か虚偽を云て、其兒をだましすかしたのでありませうか。

◎前に申した例は、一方に於ては未だ世に嘘と云ふことのありや無しや

ら知らぬ幼児に嘘は云てもよいものであると教ふる様なもの、又他方に於ては親は嘘を云ふ人であるから信用できぬと思はしめ、自然尊敬の念を失はしめて、よし一旦は欺かるゝ事ありとも、其次からは何と云てすかしても、最早子供の方で嘘と承知して聞入れず、遂には何とも手の附けられぬ様になつて親自ら始末に困るところより、だんく多く嘘を教ふれば、ますます親の信用と尊敬とは地におちてしまつて、其兒は無邪氣な小兒らしい美質を失ひ邪推深くなるのであります。

◎満一年になるかならずの、やつと歩み初めた幼児を強ひて歩ましめやうとして、爰までおいで甘酒進上なぞ、云て欺し、漸くの思で其處まで參れば、甘酒どころではなく、又後退りして復歩ましむると云ふ様な事からして既に子供を欺して嘘と云ふ觀念を起さしむるの始である、或教育家は慷慨れましたが、尤もな眞理でありませう。

◎何時幾日には何處其處へ連れてゆくとか、何を買て與へるとか、親が子に對つて約束致しました時には、決して子供の事であるからなど、思はず必ず其約を守らなければいけません。

◎又假令嘘でなくとも、小兒に恐怖心を起させるのは宜しくありません。之に就て面白い例がありますから、序ながら御話申上ませう。私の兄弟姉妹は随分多勢ありましたが、みんな揃ひも揃つて蜘蛛が大嫌でありまして、ごく／＼小さな蜘蛛が匂て參りましても、大の男があわて、飛びのき、食事の時なぞ蜘蛛の出で參る事があれば、折角の御馳走もまづくなり中止してしまふやうな次第であります。又私は左程でも御座ませぬが、姉なぞは如何かした拍子で、若し蜘蛛が手の上を匂ひでも致します時には、其處だけすぐに赤くなつて腫れ上ると云ふやうな有様であります。之は全く父が大の蜘蛛嫌であつたからなのであります。又ごく雷嫌の人は腹痛が致したりなどして、前日から雷の鳴ることがよく分ると申す事でありまして、是等は其人が尙母の胎内にあるうち、母たる人が非常に怖がりたるため、自然に遺傳

致したもので、或は幼少の時父母の孰れか一方ならず怖がりたるため、何時の間にか恐怖心が深くしみ込みたるに因るのでありませう。夫故妊娠中は申す迄もなく凡ての思を平かにし、又小児の前では假令怖いと思ふ事がありまして、わざと顔色に表はさず、泰然として、山が崩れて參つても恐れず騒がず狼狽てぬと云ふ風を装つて居なければなりません。

◎然し嘘を云はず、物を恐がらせないので、親の命令に従はせやうとするのは、實際に當つては余程むづかしい事であると思ひ、私が見えまして私の友人にて、在學中は随分評判のよかつた人でありましたが、或年私が其人の宅に參つて居ました時、夜小児が眠らないからとて「サア早く寝ないと憲兵さんが來ますよ」とか云つておどして居ましたゆゑ、私は聞きかねて「まアあなた方があんなことを云つて小児を欺しなどしては……」とあとで申しましたれば、彼女は「それは私もよく知つて居るのですけれどね……實際に當ると中々理屈通りに參りませんから困ります」との挨拶がありましたので、實に驚きました。

又或人は小児が悪戯を致します度には、ソラ巡査が來てしばつて行くまで申して居ましたゆゑに、小児は巡査の姿さへ見れば、何にもしなくても直に縛つて連れて行かれるものと思つて泣出し、遂に巡査の居る時は、どうしても廻り途をしなければ怖がつて其處を通らないので、非常に困つたと云ふ話をきいた事が御座ります。一度命じた親の命令には、徹頭徹尾どうしても服従させると云ふ事と、假令些細な事でも決して虚言を吐いてはならぬと云ふ事との此二つは必ず厳守せしめねばなりません。

◎昔は赤兒が生れて胞衣を地に埋めました後、一番先に其上を通つた虫を、其兒が生長して後最も怖がるやうになるを申して居たさうであります。まさか其様な事もありますまいけれど、之は或は妊娠中母が非常に怖がり又は驚かされたるものを、其子が最も恐れたり氣味悪がつたりするやうになると云ふ意味の間違ひではありますまいか、兎に角今母たる人、或は今後母たらんとせらるゝ方々に、是等の點を充分注意して戴きたいと存じます。

▲父と母とは同等の人たる事を知らしむべし

◎又子供に母親の命令を實行させるには是非とも父親たる人によく氣を附けて戴かなければなりません。年老つて初めて子の出来た人或は特に子煩悩の人などは可愛さの餘り何氣なく「父さんと母さんとは孰らがい」と問ひ、其子が若し「どちらもない」と答ふれば「父さんの方がい」と云たら好きな物を買つてやる」とか云ふやうな事を申す人も往々あるやうであります。これが子供に、人の顔色を窺つて其機嫌を取るため心にもないお世辭を云はしむる様に教へ、又父は母よりも権力の強い者であると思はしむる様なものであります。私は徒に男女同權など唱ふる者ではありませぬが、只少くも子供等に對しては父同様母も充分威嚴を保ち、充分其勢力を認めてもらひたいものと思ひます。

◎私は今も尙忘れませぬが、七八歳の頃小学校に通つて居ました時教師は

り全級の生徒に向つて「父さんと母さんとはどちらが餘計に大切でありますか」と問はれましたところ、三十名ばかりありました生徒の過半数は時を移さず一様に手をあげて、さも得意氣に「父さんが」と答へました。御恥かしい事でありましたが、私も亦此内の一人でありました。残る生徒達のうちには「母さんが」と答へた者も多くありましたが、どちらも同じ様と答へましたのは、僅か二三名ばかりしかありませんでした。私は其時の心持を確に覚えて居ますが、内心父よりも母の方を遙にまさつて慕はしく思つて居たのではありますけれども、父の方が母よりもえらい人で父の方を餘計に大切にすべき筈であるとして子供心に確信して居たのでございませぬ。然し之は二昔餘も前の古い御話でありまして、殊に田舎の小學校の事でありましたから、左様あつたので御座いませうなれど、只今では時勢の進運に促されて教育の方針も大に革まり、兒童の心掛も餘程違つて參つたやうでありますから、決して右様の事は無からうと存じますが、此觀念の幾分かは尙兒童の心の底の何所

かに残つて居ますまいか。

◎先年私は宅の子供に向ひまして若し父上と母と兩人同時に水に溺れたならば其時は如何するぞと申しましたれば彼は御兩方を兩手に抱いて助け参らせんと答へました私は又然し若し力足らずして兩親とも助くる事は出来ず、どちらか一人を捨て、一人を助けねばならぬ場合となりたらば如何にするぞと再び尋ねましたところ、そは父上なり母上なりの思召に従ひて助け参らせんと答へました其處で私は父上は母の救はれん事を望み給ひ、母は又父上を助け参らせよと命じたならば如何するぞと三度重ねて問ひましたに、彼は餘程困つた様子をしてやゝ暫く考へやがて決心の状にて其時は致方なし御兩方を双脇に抱き参らせ運を天に任せて力のつゝ限り泳ぎ得らるゝだけ泳ぎて後止むなくんば三人相擁して溺死せんのみと答へましたので私は流石に嬉しく感じました。

◎夫婦間の敬愛などと申す事に就て、只今別に何も御話し致すのではあり

ませぬ、小兒教育上に關して申すのでありますが、妻に失錯のありました時よし夫れがどれ程大きな失錯でありませうとも、又不意に出来た事でありませうとも、決して子供の面前では叱つて戴きたくない者であります。誰しも怒の發する時は却々に其情の制し難きもの、別て最も親しく且隔のなき妻に對しては遠慮も何もありません故、従つて他の公事上の怒をさへに移したくなる位でありますから、況して妻自身に失錯のありました時の如き、後程まで堪忍んで子供が傍に居なくなる機を待つなどの事は到底むづかしき事でありませうなれど、爰をよく考へて戴きたいと存じます。之は只妻の身をいたはるのではなくて、皆子供の爲なのであります。子供の面前で其妻を叱りますのは、取りもなほさず母の價値を下げて馬鹿になさしめ、威嚴を損さしむるの大なる者であります。母親は如何にも神聖なるもの、父親と同じくえらい人、尊敬すべき人、其命令にはどこ迄も従はなければならぬものと思はしむる様に、父親自ら注意して戴きたいもので、格別失錯も

ないのに、意味もなく無暗に「馬鹿」とか「間拔め」などの下等なる言語は、子供の前では一しほ謹んで貰ひたいものであります。或は妻にそれだけの價値がないから尊敬もしない、又小兒から馬鹿にされるのも當然であると申さるゝ方があるか存じませぬが、其様な事を申して居た日には、何時まで経つたとしてよくなる時機はありませぬ。價値ある者と認て尊敬されるれば、一方も亦自然身を慎んで、凡そ普通の良心をだに備へてあらば、其位置相應の行為をなし得るやうになるものであらうと思ひます。而して母自身も亦自重心が必要で、私などはどうせ無教育でありますから」と子供の前をもかまはず妄に申すのは、全く所由なきことであります。

▲厚意を無にせしめざる事

◎幼兒は他家に参りまして、其家の玩弄物類を借りて遊びました後、何の心もなく直に其を持って歸らうと致す事がありますが、之は附添の人がよく注

意して、是非其處において歸らせるやうに致さねばなりません。而して之は、別に人の物が欲しいとか、だまつて取るとか云ふ積ではなく、只もう何心なしに致すのでありますから、靜に他の物に氣をかへさせる様にとめて、決してひどく叱つたり、或は無理にもぎ取つたりしてはいけません。又菓子など自分の持て居る物を其處らに居る人達に分けてくれる事もあります。斯様な場合に幼兒の事であるからと思つて、大概の人はそれをすぐに其手に返してしまひます。之は誠に宜しくない事で、それがだんく、悪い癖になり、随分大きくなつて後までも、一旦人につかはした物を矢張自分の自由になるものと心得返してくれなどと申して、大に他の感情を害ひ、或は親に非常な迷惑を掛るやうな事にもなりますから、小さい子供の物を可愛想にと思ひましても、一旦くれしました物ならば必ず返さないで、即座に食べてしまふ様にし、又玩弄物類でありますならば時たつて後新なるものゝ如くにして再び與ふるに致しまして、其時は必ずもらつて了ひたる様にもてなし

て、何處へか片付けてしまはなければなりません。凡て小兒を愛するには、斯る些細の點にまで注意し、決して姑息の情に溺るゝ事なく、精神的に愛する様に致したい者であります。假令へば多勢兄弟姉妹のあります場合に、他より菓子など貰つて歸りました時には、必ずみんなに分配せしむる習慣をつつけさせておかなければいけません。又小兒が親或は祖父母等にも貰つて歸つた菓子を分けてくれやうと致します時には、よしや欲しくなくとも、亦自ら喫るよりは、其子に喫せたく思ひましても、わざと喜んで食る方が宜しくあります。之は折角の兒の厚意を無にせず、又知らず識らずの間、親を悦ばしめ、長者を大切に、且之に奉仕すべき道を教ふるの一端ともなるかと存じます。

◎多勢友達が遊びに參つて居ます時、他の兒にかくして我兒にのみ菓子など與へたり、吾兒を先にして他の小兒を後にしたり、或は味のよい大きな方を吾兒に與へて、不味い小さな方を他の兒に與ふる様な、不都合の處置をな

す人が時々あります。之は至て宜しくない事で、斯様な事は、生長の後までも我儘な自分勝手な氣風を養成せしむる事となります。故、必ず他人を先にして、且之に良きものを與へ、自己を後にして、悪き方を取る様に躱けておかなければなりません。如何にも無慈悲な仕打の様であります。徒に口腹の慾を飽かしむると云ふよりは、精神的に薰陶致すべき筈であります。

▲長幼の序

◎夫から又我兒ばかりの時であり、まして菓子など與ふるに、大概の人は幼き兒を先にして、大きな方を或は同じ品でも數多く與へ、年長の兒を後にして、小さな方を或は數少く與ふる様な事を致します。之も誠に宜しくありません。不公平と云ふ事は、尤も小兒の感情を害する者であります。何事にも不公平のない様に注意し、菓子其他の物を與ふるにも、平等に分配して、大小不同のない様に、必ず一方に對して悪感情を起さしめない様に

致さねばなりません。然し其うちにも長幼の序といふ事を明にして若し止むを得ず物に大小のある時は大なる方を先に兄弟に遣はして小なる方を後に弟妹に與ふる様にし、食事の時に膳立を致しますすにも最初に御飯を盛るにも御茶をつけるにも些細な所に氣を附けて父より母次に兄弟最後

に幼者に及ぼす様にして、其順序を誤つてはなりません。

◎何處の宅でも母親は御飯を盛るにも自分のを後にして御茶をも自分が最も悪いのを取る様に致しますが、之は乃ち母たるの至情で自ら食するより先づ其兒に美味を與へたいと云ふ慈愛の心に他ならぬ事ながら、其慈愛の情を抑へても必ず先づ其身がよき物を食する様に致しますれば、自然父なり母なりを尊敬するの念を深くするに至ります。自分がよい物を取る様にすると云へば或は愆張りの我儘勝手な手本を出す様なものであると思召す方があるかも知れませぬが實際には決して左様でありませぬ。且之は他人に對する場合ではなくて、長者に對する道を明に教ふべきところ

でありますから、少しも其懸念には及ばぬ事と存じます。斯様に致しますれば、後年に至ても子たる者は父母を大切にし、良き物は先づ父母にすゝむると云ふ習慣を生ずる様になりませう。又世間では母親たる人が便宜上娘の古着を自分の衣類に仕立直して着るやうな事を往々見受るが、之は甚だ宜しくない、父母は其兒よりも比較的美衣をまとうて居るやうにしなければならぬと申された人もありますが、之は經濟上の都合もあります事ゆゑ、絶對的其通りにするといふ譯には參らぬ事もあります。然りながら成るべく其心持で子供に對して戴きたいものであります。

◎次に兄弟の間柄に就ても長幼の序を明にするため、兄や姉には弟や妹よりも幾分かよき衣類を纏はせ、萬事を鄭重に取扱はなくてはなりません。然れば、兄弟に過失などありました時、弟妹の前にて厳しく叱責するのは宜くありません。又兄弟が學校にて落第など致しました時、迂濶に之を弟妹に知らしめなどするのは至て宜しくありません。夫かと申して妄に兄や姉

を威張らせ、其權利を振廻して弟や妹をいぢめさせる様な事は、無論宜しくありませぬが、親の愛は比較的幼者に傾き易いもので、殊に母親は父親よりも偏頗の愛に流れ易いものでありますから、特に注意を促しておきたいと思ふので御座います。

◎大内義隆の母は稀なる賢女でありましたが、義隆公の弟君は身體至て虚弱なりしにも拘らず、雨の日にも風の日にも、毎朝必ず程隔りたる兄君の許に伺候せしめらるゝを見て、御附の人々は如何にも無惨の様に心得、弟君は御身も餘り御強壯にはおはしませねば、寒中雨風の烈しき日のみ特に御ゆるしありては……と乞ひけるに、母君は甚く御氣色を損せられて、以ての外のことを申すものかな、雨風をいとひて兄の許に伺候し能はぬほどならば、戰場に馳向ひて君公御馬前の御役に立ん事思ひもよらず、さる弱々しき者は、雨風に犯されて休むゝとも致て苦からずと申されたりとか。又春日局の傳を御讀みになつた方は、御存知でもありませうが、徳川三代將軍秀忠公

の御籙中たえよの方が、當然御世嗣たるべき御總領の竹千代君よりも、御次男國松君の方を深く愛せられて、竹千代君はあるかなきかに待遇はれ、既に三代の御跡目さへ危くならんと致せしを、春日局が大に嘆き、一方ならぬ苦心の末、伊勢參宮に事よせて駿府へ参り、大御所家康公に訴へ奉りしところ、公は其坐に於てはひごく局を御叱り遊ばして置き、數日の後御鷹狩と稱へさせられて、中途より俄に馬を馳せて江戸御下向を仰せ出され、偕て御着になつての後、御挨拶を始として、御名を呼せらるゝにも、將た御菓子を進せらるゝにも、其他萬般の御取扱ひ上、竹國兩君の間に非常の差別を付けさせられ、竹千代君をば全く三代の御跡目として主君らしく、國松君の方をば臣下同様の御あしらしに遊され、おえよの方をも厚く御諭しになつて、其時まで御々として定らざりし人心を自ら御定めにあり、徳川の源をいよく清うして、末の濁流を豫め防ぎ止めさせられたるは、流石大御所家康公の抜目なき御處置として、管人の感服して措かざる所で御座ませう。舊幕時代に

は嫡子と次三男との間に、凡て餘程の差違を附けたものなさうであります。が私は今も尙其通りに致したいと望むのでは決してありませんけれど、現今では餘りに亂れて居る様でありますから長幼の序といふ事を充分に致しておきたいと願ふので御座ます。然し偶に或家庭に於ては封建制度時代の模様其儘で嫡子と其弟妹との間に甚だしき區別をつけられ場合に依ては母よりも嫡子の方を上坐に据ゑらるゝ事すらあるさうであります。が過ぎたるは尙及ばざるが如しで、それらは以ての外のことと存じます。

▲小兒を妄に批評せぬ事

◎小兒の前では凡ての言語を謹まねばなりません。殊に小兒を傍において他人に對つて「こんな」に役に立たない兒はありません」とか「一向つまりません」とか卑下して申すのかは存じませんが、其様な事を申すのは甚だ宜しくありません。又親しき人に對つて、小兒を前におきながら彼と是とを比較

して彼は記憶に富みて居る様なれど氣が附きませぬとか是は割合に才はちけて居ますなぞ、申し或は次男或は次女の方は少しはましな様で御座ますが、總領の甚六で此方はさつぱりつまりません」と申すのは、別て宜しくありません。「子を見る事親に若かず」と昔から申しますけれど、親にも見損ひ思違ひがないとは限りませぬ。且小兒發育の狀態はさまざまで、身體に於ても、小さい時割合に大きくて後に餘り生長せぬのと、幼時は極めて小さくても後に至つて俄にふとのとの差別があります如く、智慧の方でも、早熟なものと、初めはぼんやりと鷹場に育つて居て、十五六歳になつて急に發達するのとの違ひがありますから、假令心ではどんなに考へて居ましても、口に出して彼は伶俐巧では馬鹿であるなどと必ず申してはなりません。長子は親の年若き時未だ世間を廣く知りませぬうちに出來たのでありますから、概してぼんやりして居るのは當然なので、然るを、我身が過去の狀態如何をも顧みず妄に其兒の鈍きをのみ彼是申すのは、以ての外のことでありま

す。又、ぼんやり致して居る代りには何處ともなく温厚で、奥床しい美質のある者が皆左様ではありますまいけれど、後には却て其方が、失策もなく、秩序的に立派な人になるかも知れません。又斯様な言を申せば、假令實の親でありまして、一方には、父母は自分よりも弟妹の方を餘計に愛して居ると云ふ僻心と嫉妬心とを起させ、他方には、父母の偏愛を頼にして慢心と虚榮心とを長せしめ、自然兄弟姉妹を輕侮せしむる様になり、結局兄弟姉妹仲達の種を蒔くやうなものであります。

▲男兒と女兒とに愛憎の念あるべからず

◎我邦の人は、通例妻が妊娠致せば、只管其生るゝ兒の男子ならん事を祈り(偶には例外もありませうなれど)若し不幸にして女兒が生るれば、相應の教育ある人たるにも拘らず、夫たる人の機嫌は非常に悪く、何か妻一人の我儘で、夫の命をも用ひず、勝手氣儘に女兒を生みでもしたるかの如くに腹を立て

て、甚しきは物事に當り散します。妻なる人も亦男兒を生めば一方ならず、肩身ひろく覺ゆるに引かへて、女兒を生めばさも耻るが如く、夫の機嫌如何あらんかと氣遣ひ、たま／＼祝儀のため音づれて「おめでたう御座います」と申す人に對しても、此度は女兒でつまりませんと答ふるやうになり、中には幾度もつゞけて、女兒を生みたる母親は、心痛の餘り病氣など惹起して、遂には大事の生命に關する様な事さへ往々見受るやうであります。之は實に何とも申様なき不條理な事ではありますまいか。男女の生るゝ原因に就ては、世間別にいろ／＼の説ある事でありませうが、兎に角其配劑は、天の命する所授くる所であつて、人力の如何ともなし能はぬ事であり、素よりかよわき妻一人の罪ではなく、又男女は同じく世の中に必要である位の事は、誰しも萬々承知の事でありませうから、今更茲に其不理屈たる所以を事新しく申さずとも、その事であり、夫は只一時の感情に馳せてのことたるは申す迄もありませんが、其間違つたる感情は、唯一時にのみ止らず、女兒が多勢つゝい

て生れました中に、若し唯一人男兒が出来ても致しませうものなら、それこそ父も母も其男兒をのみ並外れて鍾愛し、何事も云ひなりに任せて、他の多勢の女兒をばあるかなきかに待遇ひます。而して若し姉弟の間に喧嘩でも致すやうな事あらば、女は負けて居るものだよと云ふ口實の下に、理も非も分ちなく片手落なるさばきを爲し、何もかも弟を先にすると云ふやうな傾向があります。斯様な事は、此上もなく宜しからぬ事で、つまり最愛なる兒の前途を誤らせる様、わざと仕向けるやうな者であります。親の此様な仕打から、弟は姉を馬鹿にして、遂には姉どころでなく親の命令にも従はなくなり、己は此家の相続人であるから、此家の中では己が一番えらい者であつて、何でも自分の自由にならぬものはないと云ふやうな風になり、果は餘りの剛情我慢より身を持ち崩して、人に嫌はれ世に疎まれて、放蕩無頼の仲間入をする様に立至るのであります。よしそれ程に無くとも、兄弟間にせめぎて、親の歿後の財産争ひなど、多くは斯様な所から起るのであらうと

思はれます。右は女兒と男兒と位置を取かへたる場合にも、將た男兒ばかりの間柄に於ても、或は女兒同志の時にても事情は同じであります。然し大概の宅に於て、弟が姉をないがしろにすると云ふ事は、先づ普通の様であります。先に例に引きましたる、おえよの方一人の偏愛は、國松君の我儘を増長せしめて、其結果は遂に駿河大納言忠長公天下を二分の欲望となり、續いては宇都宮、釣天井の騒動をさへ惹起しました。家に大小の別こそあれ道理に二様はありませんから、親たる者はよく、意して前にも申せし通り、ゆめ不公平の處置などなき様に致し、萬一喧嘩でも致します時には、何れに限らず是を是とし、非を非としてさばかねばなりません。

◎男の兒と女の兒とは生れた時の威勢が違ふと一般によく申しますが、それは只從來の習慣思想の然らしむる所で、よし生れる迄の希望は如何にありたるにもせよ、一たん生れおちての後は、男なればとて女なればとて親の慈愛に變はない筈況して、だん／＼長ずるにつれて、言語も動作も愛らしく

なり親を慕ふ様にもなれば同じ様に可愛さもまさねばならぬ道理従つて其待遇をも同様に致さなければならぬ譯でありませう。然るを或家庭に於ては極小さい間は同じやうにいたしても、稍長するに及びましては何故か嫡子のみならず幾人も子供がおりますれば男女兒の間に全く待遇を別にし甚だしきは食物にまで差をつけ女の兒をばいろくの用事にこき使ふにも拘らず別に家政の練習をさせると云ふ深い考からではなくて男兒をば若様らしく何の手傳をもなさせずにおき偶々何かに手を出さんとすれば男の兒は旦那様になるのだから其様な下品な事をするものではないよと云て却て之を止めるなど凡てに余程鄭重に取扱ふ親達もありませんが其様な風に育て、おきますれば女の兒は僻み且昔風に因循卑屈に陥つてしまひ男の兒はしだいに姉妹を馬鹿にする様になるのみならず一般の婦女をも亦猶進んでは己が母をさへ輕侮する様になり更に長じての後は妻を冷遇し己と妻との間に非常の懸隔をあらせ様とし妻を臺所頭位に思ふ

やうになるのであります。然し私は決して女兒と同じく男兒に細かい臺所事造こせくと手傳はせるがよいと申すのではありません、又以上申しました所と全く違ひ男兒を魚末にして女兒ばかり大切にいたすのも素より宜しくありません。夫故幾人男兒女兒がおりますとも其間に少しの區別をも附けず用事など申しつけますにはそれく男女に適したる事を見分けて命令し全く公平に平等に取扱つて育てなければなりません。

▲虚榮心を起さしむべからず

◎尙又春日局に就て更に感すべき事は、曾て竹千代君の近侍たる兒小姓が擊劍の御相手を致して打込むべき場合のあるにも拘らず故意と負ける様な事を致しました時に、彼女の色を變じ聲を勵して諂ひ武士よ、犬侍よ、其様な事にては行末の程思ひやらるゝと申して大に彼兒小姓を叱り、且たとひ主君なればとて御稽古の時の如きは乗すべき機だにあらば之に乗じて真

21/16

の勝敗を決するこそ却々に君の御爲なれ」と諭した事があります。竹千代君も亦怜悯な御質ではあり、殊に男勝りとも云ふべき局の薰陶を受けさせられたる事として、其次の仕合の時ひごく打据られ給ひたるにも拘らず、腹立たしき御氣色は更になく、痛み處を押へながらも、今度こそ本當の勝負だ」と仰せられたりとか。彼時代將軍家大奥の狀態の如きは申さずもがな、普通大名の若君にてすらも御無理御尤に育てられ我儘勝手に生長させられたる中にありて、局の如きは實に得難き良保母であつたと思はれます。然ればこそ三代將軍は聰明英智の君として、徳川の天下は愈々堅固になり勝つた事でありませう。現今でも普通の宅でよくある事でありませうが、兄と弟と或は他家の大きな兒と自家の小さな兒と相撲でも取るとか、其他勝負事など致して居ます時素より大きな方の兒が力に任せて小さな方を無暗に投げとばしたり致すのは宜しくありません。多少斟酌する様にとは申さねばなりません。ぬけれど、大概の親は随分譯の解つた人でありまして、一も二

もなく只大きな人は小さな者には負けてやるものだよ」とか、此方のは尙小さいのだからね、わざと負けてやつて下さいよ」とか云ふ口實の下に、無理やり小さな方に花を持せる様な處置を致すやうであります。斯様な事は、小さな方の兒のために却て宜しくありません。之は、自分は強い者らしい人であると云ふ感を生じて空威張をなし、生長の後までも虚榮心にかからぬ様な人となる始となります。

◎小兒によつては「宅は金持である」とか「うちのお父さんは月給を澤山とつて居る」とか「うちは何等税をだすのだ」と申して、威張る様なのがあります。すが、それは如何にも人から嫌はれ憎まれる基でもあり、また其子自身の將來の爲にも宜しくありません。ぬから、子供の前ではうか／＼と其様な話をせぬ様に注意し、又子供の方からお父さんはどの位月給を取つて居るのかと、位は何位かなどと若し尋ねましても、子供が其様な事を聞くものではない」とはねつけてしまふ程にし、決して親自ら云てきかせなざしてはなりません。

せぬのみならず昔とは違つて、親がいくらえらくても自分が何も出来なければ後には却つてつまらなくなり、又親が貧乏で下等であつても其子さへ出来がよければ、何様なえらい人にでもなるゝもの故必ず他人を卑んだり馬鹿にしたりするものではないとよく、誠めておかなければなりません。

▲心を欺かしめぬ事

◎小兒には決して嘘を云はしめぬ様にと前に申しましたが、雷に嘘を云はせぬばかりでなく、飽までも正直に育てなければなりません。陸奥の藤原秀衡が、或秋多勢の子息達をつれて、近傍の山へ紅葉狩に出かけました。子息達は皆思ひくゝにいろくゝの樂しき遊を致して心を慰め氣を晴しました。後、一まとゐになつて、休息なしつゝ、雑談に餘念なかりし折から、父の秀衡は、ふと延上りて四方の山々を見わたしました。未ださう曰ふやう、彼方の山に

櫻花爛漫と咲亂れて其美しき得も云はれずと、かくて兒等は皆一様に延上り、同じ様に仰の如く中々に美しく候と答へました。然れど、獨り三男泉の三郎のみは、暫し見つめて居ましたが、やゝありて「そは何方にて候ぞ、皆々の御目には如何に見ゆるか知らねど、我眼界には何處にもさる美しき花あることなし」と申しましたので、秀衡は後に至り私に嘆じて「我死して後大事を托し得ん者は獨り此の三郎あるのみ」と申しましたとか。後果して其言の如くになりました。之は申す迄もなく、秀衡がわざと兒等の心をためし見たのでございませぬ。

◎又一休禪師が、能登の懸川村に在せられた時、庭のいたく曲りくねりたる松を御覽せられて、誰か此松を眞直に見る者はなきやと仰せられましたところ、多勢の門弟達は、左視右顧して、大に答に苦しんで居ました。折柄、一番弟子である某は、臆する状もなく、禪師の御前に進み出で、一禮し、やがて徐に「此松は曲つて居ます」と答へました。すると禪師は、即坐に「我心を得たり」と

て、手を拍つて感嘆なされましたか。之は多くの考慮を費す迄もなく、曲りたるを曲れりと見る之れ即ち真直に見るの法なりと申す事でありませぬ。所謂非は何處まで行くも必ず非とすべきであると云ふ事を教へられたので、以上の話柄を考へ合せて徹頭徹尾正直と云ふ觀念を、兒童の腦裡にしみ込ませておきたいものであると存じます。

▲ 蔭口さかしめぬ事

◎ 何處に在ても同じ事ではありますが、別て小兒の前にて他人の蔭口批評なごする事は最も慎まなければいけません。又自分が慎むのみならず、他人が何心なく第三者のうはさ話など持出しました時にでも、若し小兒が傍に居ましたなら、それとなく目顔で知せて其話を中止させるか、或は何か他の罪のない話に外してしまはねばなりません。次には小兒等自身が他のうはさ話を致すのを厳しく禁じておかなければなりません。ナシヨナ

ルリーダーの二の巻でありましたか、或女兒が外から歸つて参り、其母に對つて、友達のうはさを話さうと致しました時、母は「チヨツト御待ち」と其言を抑へ、先づ其事を話す前に、それが真であるか嘘ではあるまいかとよく考へ、若し真でなければ斷じて云はないと決心し、次にそれは良い事であるか悪い事ではないかと考へ、若し友人の悪い事であるならば假令真であつても、それを云ふのは彼に對して親切な所爲であるまいから、決して云てはならぬと思ひ定め、第三には夫を云ふべき必要があるかないかを考へ、若し必要がないならば、如何なる事をも話すまじと確く決定し、此三つの條件を深く考へ合せたる後ならば、他人のうはさ話などはするものでないと篤く諭したと云ふ斯があつた様に記憶して居ますが、願くは世間の母親達にも、斯程の心掛を持って居て戴きたいものであります。

◎ 又一家の中におきましても、此蔭口とか讒訴とか申す事から、平和は多く破らるゝもの、而して女の子供は割合に口の軽いもので、随分他人の悪口な

と申すものでありますから、母親たる人はよく注意して、假令下婢の批評たりとも妄になさしめぬ様にかたく禁じておき、若し其様な話の持上らうと致します時には、急いで談を他に轉ずる工夫を致さねばなりません。

大人は、時と場合に依ては、他人に過失などありました時、之を忠告せんにも、自分一己の考にては如何ともなし能はず、已むなく、第三の人に相談致さなければならぬ事もありませうが、是等は、素より先の第三條件の所謂必要に基くもの故、無論差支はないのみならず、却つて左様致さねばなりません。

小兒には、未だ其必要を認めませぬ。又他人の良い噂ならば話しても可さうなものではありませんが、誰にも猜み心と云ふものがあり、殊に女兒には此念が強い様であります。始の間は他人の良いうはさを致して居ましても、「それでも彼人にはこんな事がある」といつい夫について何時の間にか悪いうはさに移り易い者でありますから、子供等には、絶對的他人のうはさを談なと致させてはなりません。又岡目八目とやらで、他人の非は見え易いもの

であります。其非を見ては自らそれに陥らぬ様に、慎み、其是を見ては之に倣はん事を勉めて、ゆめ嫉み妬みなどする事のない様に、深く誠め諭しておくが宜しう御座います。

◎女兒ばかり悪く申す様で甚だすみませぬが、多勢女兒のある宅には、下女など勤めにいと一般に申す。それは、一つは多勢となればなるだけ、用事もふえるからであります。重なる原因は、告口が多くなるからであらうと存じます。お母さん彼女が御留守の間にこんな事をして居ましたとか、蔭では私共に云々のひどい事を申しましたとか、告口致しますのを、誰しも我兒の方にはひいきのつき易いもの、つい些細の事も大げうに聞取て、さもない事に下婢を叱責するなど、全くないとは申されませぬ。よし其事が實際であらうとも、フン左様かそんな事があつたのかと云つて、主婦たる人が其告口を取上げて、彼是申すのは、子供に又もや告口をしると獎勵する様なものであります。素より教育なき下婢の事故欠點は多々ありませうなれど、

それは別に監督の方法もありませう、子供の告口を取上ると云ふ事は其子自身の爲に全く宜しくありません。口は禍の門なりと云ふ諺の意味を女子には別てよく申し聞かせて、些細な言葉のつかひ違から他人の感情を害する事などない様に致させねばなりません。然し如何に口は禍の門なればとて、全く無口であれと申すのでは決してありません。云ふべき場合には遠慮なく申す様に教へ、又長上より言葉などかけられて、事柄の充分わかる様に應答なし能はぬのは、此上なき無禮でありますから、相應の年頃になりましたならば、是等の事ともよく／＼申附て置ねばなりません。

▲他人の秘密を保たしむべき事

◎先に約束を守らしむべき事に就て申しましたが、他人から秘密を打明けられて何卒他に洩してくれぬ様にと頼れました時には、假令どんな場合に遭遇致しませうとも、將たそれがために自分は如何に困る事がありませう

とも必ず其秘密を守る様に致させねばなりません。ところが日本人は、とかく此信義を守る心が薄いとて、屢々批難される事でありますから、小兒の時より特に注意致させておきたいと存じます。よく下世話にもある事でありますが「チヨット誰れさんアノ之はねー内分なんですけれど」とか「大きな聲では云はれないんですが」とか「又或時は之は誰にも云つてくれるな」と頼まれたんですけれど、他ならぬあなたの事ですから御話するんですがね」など、前置をつけて他人の秘密を遠慮なく打明け甲の人が乙の人に話せば乙の人は其處を離れて丙の人に遇ふや否直に又前の通りの言葉を前置にして先と同じ様な事を話せばまだしもの事實、實際自分が聞たよりも一倍敷衍して話し、丙の人は又丁の人に遇て、更に之を大きく傳ふると云ふ風になつて、遂には町内中に知れわたり、おまけに事實が大げうに且間違つて傳へらるゝ爲に、當人は非常に迷惑すると云ふ様な事に立至るのは、世間に珍らしくもない様でございます。

◎之は單に下層社會に於てのみならず、相當身分位置のあり且教育のある人でも、チヨット之は此座限りの御話なのですが……と云ふやうな事の餘りないでもありませぬが、斯様な事は御互に先づ自ら注意して他人より折角自分を信用して秘密を打明けて頼られました場合には、其信用された厚意に對しても固く信義を守る様にし、又假令頼まれたりとも、他人の秘密を打明ると云ふ事は、其當人のため非常な不利益たるは申す迄もない事であり、ますから、容易く口外しない様に致したいもので、自ら謹んで而して後我兒にも其感化を及ぼす様に務めなければなりません。

◎女の兒はよく何でもない事を秘密やく々と申しては、耳語など致すものからして既ありますが、何でもない事を秘密にしたり或は耳語など致すのからして既には宜くありません。凡て物事は隠される程尙それを聞きたくなるのは人情で従つて其話を知居る人に對つて「エッあれは何だつたの？ どんな話なの？ 私誰にも云はないから何卒私にだけ聞せて頂戴な」と云つてつけつま

はしつ聞きたがる様になるのであります。其がため話を知居る人は、勢話さねばならぬ様になるのであります。且他に話してくれるな、又話さぬと誓つた限りは、決して口外すべき筈ではなく、且又他人の秘密にする事は強て之をきく必要もない事であり、夫故自分が第三者の位置に立つ時には、無理に根掘り葉掘りして聞出さうとしない様に、母親たる人は切に注意して子供等を戒めておき、又一方にては耳語或は内密談など致させぬ様に、よく諭しておかなければなりません。

▲小兒は小さき大人に非ず

◎客來があつて大人同志何か話して居ます時に、小兒が其處へ出て參つて其話に口を出したり或は話の妨など致すのは、誠に聞き苦しいものであります。で談話中には必ず口を出させぬ様に平素から注意致しておき、又假令親しき人と親との話或は父親と母親との間の話の時でも、小兒に關係のな

い談話中には滅多に口を出させてはなりません。のみならず假令悪い事
でなくとも、大人の談話は小兒に聞かして余り宜しくない事もあり或は浮
世の事情を早く解させる事ともなりますから客來の時など成るべく小兒
を其席へ出さぬ様にし、又父と母と談話を致しますにも、子供が傍に居ます
ときは特に其種類に氣を附けなければなりません。子供だから分るまい
と思つて、何心なくうっかりと話します言葉の中に、兒童の害となる事か
いとも限りませぬから、子供に全く關係のない談話を其前に在ては致さぬ様
にし、出來得る限り大人同志の談話を聞せぬ様に致したい者であります。
然れば自ら他家を訪問致します時にも、事情の許す限りは小兒を伴はない
方がよからう様に思はれます。

▲早くより人情を解せしむべからず

◎小兒は成るべく小兒らしく、無邪氣に鷹揚に育つる方が宜しいから早く

より人情を解させるのは良くありません。凡て小兒の前では談話の材料
に注意して、假令悪い事でも人情の微を穿つた談話をば聞かせない方が
宜しい、否聞せてはなりません。早くより人情を解させますれば、こまツち
やくれた所謂小さい大人が出來ていけません。下等な處の小兒は比較的
早くから浮世の事情に通じ、男女情合の事などよく知て居る様です。
◎是等は皆親が無教育であるから其結果に他ならぬと、一口に申してしま
へば夫までありますけれども、畢竟狭い家に多人數同居して、いろ／＼な
事を見且まはりの人達が何の考慮もなくさま／＼な事を云て聞せるから
であります。又外國では公德が嚴守されてあるため、諸所の塀或は壁な
どに落書する様な事が絶てないとは屢々聞く所でありますが、情ない事
は我國では何れ地へ参りましても、此様な事がまだ中々止みさうには御座ま
せぬ。而して其落書の種類はと申せば、多くは男女の名を並べて書くとか、
或は心ある人はまともに見る事すら出來ぬ様な耻しい圖をかいてありま

すが、落書をすると云ふ其事からして、既に公德に反して咎むべき事であり
ますのに、斯る淫猥きはまる觀念を兒童の腦裡にしみこませたのは、抑も誰
の罪でありませうか。拙宅へは時々多勢の子供が遊に参りますが、或子供
はどうか致すと、聞くにも堪へられぬ様な蔭で居てさへ顔の赤くなる
様な事を平気で申す事があります。斯様な事は親々がよく注意して、若し
其様な言を、少しでも口より出します時には、容赦なく叱り、またと云はせぬ
様に致さねばなりません。兒童は別に深い意味も知らず、只何の氣なしに
申して居るのであるに、度々申して居る間には、自然其意味が
多少分る様になりはしまいかと危ぶみます。

◎野卑なる俗語など、兒童は何の思慮もなく、只聞き覚えに出たらめを謳ふ
様な事もあります。之もかたく禁じなければなりません。「ナニ未だ小兒
の事だから謳つたからつて何が分るものか」と云て居るうちに、善からぬ事
は却て覺り易く、小兒は案外早く大人びるもので、何時の間にかだん／＼其

意味が分る様になりやがて悪い感化を受ける様になるのでございます。

◎社會的教育の勢力の恐ろしきは申す迄もない事ですが、殊に兒童は
其友の感化を受ける事莫大にて、別して悪い事は早く覺え易く、しみこみ易く
ありますから、小兒の爲に、親は其友の善惡を識別して遣はし、余り世事にた
けた様な兒をば、我兒の友としては成るべく避けさせた方がよからうと存
じます。

▲小兒の讀物

◎兒童に讀ましむる書物の如きも、余程注意して、假令男女の間柄の事にな
くとも、凡て人情に深く關した小説類は、斷じて宜しくありません。新聞は、
大人に取っては、世間の出來事を知るために、無論必要であるとは云へ、小兒に
は、未だ必要を認めませぬ。時期到つて、相應に分別も定まり、意志も堅固に
なつて、善惡を識別取捨するだけの判斷力が出來たと認め得る迄は、必ず許

してはなりません。何の制裁もなく妄に之を讀せますれば益なくして却て害のみ多くあります。現今はいろいろ御伽噺の書物だの或は少年世界其他之に類する本が澤山出来て居ますから其等のうち尤も罪なくして清らかな興味のあるよさうなものを親が選擇して與ふるが宜しい。又偶には親自ら其書物を讀みおきて夕食後一家團樂の席などにて分り易く子供等に話して聞せるのも亦至極妙味ある事であらうと存じます。遠征談や探險談は小兒の最も喜ぶ所でありまして是等は勇壯活潑なる氣象を盛ならしむる事と思ひます。極幼少な兒童に對しては尤も無邪氣なる談話の材料として昔噺のちか／＼山だの花咲爺なども宜くあります或人は是等もやはり嘘のつくり話ではないかと申されますが成程嘘には違ひありませんぬ然し又或人は嘘にも二様あつてつまり嘘らしい嘘なら差支ないけれど眞らしい嘘は宜くないと申されました。始から嘘らしい嘘ならば後來年長するに従つて自然其嘘である事が分り少しも悪い影響を及ぼしま

せぬ誰が成長の後までもかち／＼山や花咲爺其他之に類似の噺を眞實と思ふ者がありませうか否單に左様思はぬのみならず或人の申されました如く之は却て想像力を逞しうせしめて文學上の趣味を養ふ一助となるかも知れませぬ。夫に反して幼時一旦兒童の頭腦に眞としてしみこみたる嘘は却々拭ひ去らるゝものではありませぬ。

▲神經質にすべからず

◎曾て或地方に於て熊本貧兒寮の幻燈のありました時或人は幼兒に彼様な幻燈を見せ且彼様にあはれな談を聞せて神經を過勞させ涙を流させなとするのは余り面白くないと申されましたが之も教育者の一考を要すべき事でありませう。一體我邦には神經質の人が比較的多く小説演劇類の如きも喜劇よりは兎角悲劇の方が多く又一般の人の嗜好も夫に向つて居る様でありますがこせ／＼した神經質の人はとても大事を成遂る事は出

來ませぬ。故に是から後の子供等は可成快潤に且樂天的に育てたいものと思ひます。

◎幾十代前からの遺傳にて元來神經質に傾き易い婦人が、佛教儒教の影響を受けて一層涙もろい内氣なものとなり快活にして且温雅ともいふべき人は誠に少くなつた様に思はれますが、かゝる母親に育てられまして、どうして勇壯活達なる小兒又小事にこせつかざる大人物を生ずる事が出来ませうか。然し私は決して徒に大きな事はかり申すのではありませぬ、或人は古昔逆境に處して、悪く申せば僥倖にして成功せし英雄豪傑の傳よりも、成るべく順境にあつて秩序的に成業せし人物の事跡を、小兒に讀せる方がよいと申されましたが、之は至極大切な事であると私も同感に存します。佛教にまれ耶蘇教にまれ、各其長所短所は別として、凡て宗教家は迷信深く且つ神經質な様であります。所謂大悟徹底したる人は別なれど、是等は自然の結果として宗教家自身には致し方がありませんまいけれど、兒童が余り年齢

進まぬ間何に限らず宗教心を吹きこんで未來の觀念など起させるのは如何なものでありませう、余程考へ者ではありますまいか。故に私は飽迄も勅語の主旨を奉戴して精忠無二の精神所謂敷島の大利魂を根本として育てたい者であると思つて居ます。然れど兒童が或年齢例之へば高等小學卒業位の時期に到りまして、自然に宗教を求め様な心が見えそめましたなら、其時適宜の方法に依り家庭に於て何にまれ宗教に導くのは、無論宜しき事でありませう。

▲演劇は見せしむべからず

◎演劇の如きは全く人情に關したるもの耳と申しても宜しき位にて、殊に前にも申しました通り我國の演劇は喜劇よりも悲劇の方多く、外國の事は知りませぬが、否後者の方殆んど其大部分を占めて居り、又一般の人氣受がよくあります所から、自然材料を重に其方から選ぶのでありませうが、か

く涙を流さしむる事多き當今の演劇は、よしや學校よりの制裁なくとも、絶對の子供に見せてはなりません。又極小さい嬰兒を平氣で劇場へつれて参る人がありますが、是等は假令演劇を見て其感化を受けるだけの能力なくとも、ドンチャンとやかましい音を聞かせて小さな脳神経を害する事幾何でありませう、其他汚れた空気を呼吸せしめて宜しくない事などは申す迄もありません、嘗に演劇のみに限らず、寄席の如きも矢張人情の極微を穿ちたるもの多き事故、結果は同様にて、多少其感化の厚薄はありませうなれど、無論宜しくありませぬ。教育に資すべき幻燈の如きは、其爲に催さるゝ事故素より宜しいと存じます、又格別罪のない球乗だとか、手品或は足藝などの如きは、余り夜が更けず且殘酷な事できなくば、偶に見せる位別に大した差障にはなるまいと存じますが、是等もたび／＼見せて居ましては、興行物を見たがると云ふ悪い癖を付る様になるかも知れませぬ。曾て此地方へ手のない人が足藝を致すのが参りましたが、彼の手のなくなつた局部を小

兒等に見せしむる様な事は断じて良くあるまいと存じます。
 ◎外國婦人は演劇中にも切つたり刻んだりする様な殘忍な所をば顔を蔽うて見ない様にするとか申す事でありますが、之は、一つは臆病心からでもありませうけれど、兎に角何事にも感じ易き婦人及小兒等は、成るべく殘忍酷薄なる所爲など見ない様に、汚のない清い事を目に見、且耳に聞く様に致したい者であります。夫から小兒等は、彼等先天的の性質に依るとでも申しませうか、或時代は非常に殺伐になるものでありまして、只何の意味もなく別に研究心からと申すではなくて、随分蝶の羽をむしつたり、蜻蛉の頭をもぎ取りする様な事が往々ありますが、其様な所業を致して居るのを、若し親が氣附ましたならば、必ず徐に諭して止めなければいけません。生長の後人の生命を奪ふ事すら、何とも思はぬ様な極悪非道の性情は、多ク斯様な些細のところ起因するとか申す事でありませぬ。是に就ては動物愛護會など誠に行届いた結構な趣意である様に思はれます。

▲談話の材料に注意すべし

◎兒童に談話をし、聞かせるにも將た噺の本を讀ましむるにも、余程よく其材料に注意して、繼母が繼子をいぢめるにも拘らず、其子が親孝行であつた爲に後に出世したとか、或は姑が嫁を苦めても嫁の方で優しくして居た爲に遂に一家は平和に歸したとか云ふ様な話をば、取除く方がよいと思ひます。何故ならば、人世の平和を破る重なる原因は邪推と云ふ事であり、す、而して又其邪推の原因となるものはいろ／＼ありませうなれど、是迄の御伽噺には繼子いぢめの談など至て多くありましたから、多少其責を負はなければならぬ事と存じます。夫故此後は成るべく御伽噺の中より此種のものを見て、斯の如き話を小兒に聞かじめず、又其様な書を讀せぬ様に致せぬものであります。素より是等の話の趣意は至極結構な事に相違ありませぬが、普通人情の弱點は兎角よい所ばかりに心づかず、悪い方の側を

餘計に見易いものでありますから、若し不幸にして自分が繼子になりたる場合、又婦女は誰しも是非一度は嫁とならねばなりません。故若別居論は別として、兎に角現今の状態では、兩親或は親の一方と同居しなければならぬものと見て、其様な時に幼時御伽噺など聞て、それとなく腦裡にしみこんで居る處から想像して、豫め繼子の方で、繼母と云ふ者は自分をいぢめる者、非道い事をする人であると思僻め、又嫁は姑と云ふ者は恐ろしい顔をして始終自分をにらみつけ、未だ世間馴れぬ自分に無理難題を云て責めさいなむ人であると邪推して居ましたなら、如何して一家の平和を保つ事が出来ませうか、諺にも「尾を振る犬は叩れぬ」とやら、子の方から先に何の隔意もなく實の母の様に戀慕ひ、又嫁の方で誠實誠意眞の母に仕ふるが如く赤心をこめて従ひましたなら、鬼の様な人でさへない限りは何として之をいぢめたり、責めさいなんだりする心になられませうか。

▲ 繼 子

◎彼有名なる小公子と云ふ書を御讀みになつた方々は、彼の小公子及び其母たる人の、少しも罪なく邪推なくして、如何に美しく圓滿なる性質であるかに、深く感ぜられた事でありませう。斯様な書及び之に類する談話の材料を世間の兒童及び其父母達に對して、御勸め致したいと思ひます。一概には申されませぬけれど、縦令子の方に過失がありまして、正當の理由があつて母が叱りましたも、子の方で色眼鏡をかけて見て「あれは御母さんが違ふからだ……ほんたうの御母さんであつたなら此様な事はあつない……些細な事をそんなに非道く叱らなくつても……あれもこれもみんな繼母根性からだ」と自分勝手な理屈をつけ、實際眞實の親であつたなら却てもつと厳しく叱られるやも知れぬ様な事でも、母の方では遠慮して靜に誠めて居るのを察しませず、さまざまに邪推するからいけないのであります。此

子 繼

様な心を持って一事が萬事考へ通されましたなら、繼母の方でいくら不憫と思ひましても、如何して眞實可愛がる心になられませうか。又嫁姑の間柄とても同様であります。

◎繼母と云ふ觀念を成るべく起させぬ方がよいと思ひますけれど、何ういふものか如何にかくしてありまして、何處からか必ず子供に知れる者であります。世間の人とても強ち惡意からではありますまいが、兎角繼子には不憫が加はるものと見えまして、何氣なく此度の御母さんは如何ですかとか「前の御母さんの様に可愛がつて下さいますか」と、申します爲に、子供は自然悪い智慧を附けられ「ア、矢張あんな處が違ふのか知ら……」と思ふ様になり、何でもない處にまでだんく邪推を始めて、所謂繼子根性を起し、夫が爲め終には如何しても取去る事の出來ぬ隔の中垣を親子の間に結ぶ様になり、結局其子の不利益となるのでありますから、繼子の位置にある兒に對しては出來得る限り邪推を起させぬ様に、祖父母たる人は素よりの

こと、伯叔父母たる人も將た局外者たりとも、浮世の義理として、注意致さねばならぬ事と存じます。

▲ 繼母の注意

◎ 若し又何うかした都合から、自分が繼母とならねばならぬ様な場合になりましたなら、誠實誠意我所生の子に對すると同じ思考を持って、世間の批評などに頓着せず之は婦人の身としては殊につらい事でありませうなれど、眞の母として盡すべき義務を果し、可愛がるべき時には眞底可愛がり、褒むべき事のある時には心より褒めましても、規律正しくすべき處は充分嚴重に致し、若し過失などありました時には、之は悪いから叱りたいけれど叱つたならば世間から何とか云はれはしまいか、又子供の方で僻みはせぬであらうかといふ様な心配をせず叱るべき所は叱り罰すべき所は罰しなればなりません。中以下の社會で繼子を虐待致ますのは論外で、御話にもな

らぬ次第であります。申以上相應な學識あり思慮ある人にて、我實の子でなゆから云ひたい事も云はれぬといふ此遠慮から、遂に其子の生涯を誤らせ、後には却てそれ見た事か……繼母だから……可愛想に彼子も繼母の手にかゝつた爲に、到頭あんなに失策つてしまつた」と悪く云はるゝ様になり、取返のつかぬ事に立至るのであります。世間は比較的繼子の方に同情をよせる人多く、繼母の心遣を思ひやる人は少う御座ます。私の知人で繼母になつて居る人がありますが、一家經濟の爲を思つて娘等の衣類を成るべく質素に致せば、あれは繼母だからあんな危末な装をさせておく」と云はれ、又たまに少しよい衣類でも新調致してつかはしますれば、あれは繼母だと云はれまい爲に、わざと世間體を飾つて後々の爲をも思はないで、目前ばかりあんな衣類など調へてやつてごまかすのだと云はれ、何方にして宜いのであるか分らず、實に心外千萬であると嘆いて居ました。又或人は幼稚園へ幼女を遣はしておきますが、夏なぞお辨當のお菜は、若し腐敗でも致し

ては悪く、お肴の如きは誤つて咽喉に骨を立る様な事でもあつてはならぬと思ひ、夫のみならず幼時より余り贅澤な癖をつけてはならぬと云ふ考から、滋養物は宅にて喫ればよい、お辨當のお菜はお漬物のみと定めておきました處、幼女の供について參る祖母が幼稚園から歸つて嫁に對ひ、今日彼兒がお辨當を喫て居る處を先生がじろくくと御覽なさりながら、あなたの御宅でも先の奥さんが御死去なされてからは、嗚御心配が御強う御座いませうと申された、大方お菜の庵末なのが御目に止つたので、いもあらう、お前の外聞にも係はる事だから、明日からは面倒でも何卒もつと御馳走を入れてやつて下さい」と申されたので、其人は決してそんな積ではなかつたのにと、余程残念がつて居ました。

◎曾て大坂毎日新聞に連載され、其後一部の書となつて、冷く世に喝采を博した事のある無花果と云ふ小説の女主人公惠美耶と申す婦人の至誠は、毛嫌をして邪慳なりし舅姑の心を遂に和けて、優しき嫁と呼ばれ、又狐疑心深

かりし繼娘おまきの心を全く感化して懐しき母と慕はるゝ様になりました。至誠は天をも動かすとやら、假令繼母の位置にあればとて、眞實其家の爲に計り、又其兒の行末の爲を慮つて盡しましたなら、強ち絶望致すべきでもないあるまいと存じます。凡そ天地間に眞の母が其子に對する愛情程報酬を望むの念慮もなければ、何たる慾もなくして、一點混り氣のなき至誠至美なるものが、又と世にありませうか、而して之は故意に作つて然るのではなくて、自然に溢れ出るのであります、が今飾氣なく有の儘に御話致せば、我腹を痛めず、只或餘儀なき事情から浮世の義理にからまれて、親子の縁を結びたる繼子に對しては、我實の子と同様此純美なる天然の至情が、如何して湧出る事が出来ませうぞ、それは誠に無理のない事で、世間の人達も先づ自分を其位置において充分察しなければならぬ事と存じます。一休禪師の事をよく例に引く様であります、曾て禪師が、御弟子の一人をつれて途を歩いて居られました時に、或鰻屋の前を通られ、得ならぬ香に鼻をつかれて、思は

すもアツ食ひたいと申されました處が、附從へる御弟子某は之を聞いて「ハテ不思議な言を申さるゝものかな、禪師ともあらう御方が、物もあらうに鰻を食ひたいなどは何事……それならば己達も斯様な物を喫てもよいのか知ら」と思ひつゝ寺に歸つて後までさまざまに考へて見ても如何しても分りませぬ故、恐るゝ師の前に進み出て「先刻鰻屋の前にて仰せられし言は……法師たる身がさるものを食ひても」と未だ全く尋ね終らぬ先に、禪師は忽ち大喝一聲「馬鹿ッ何時まで食つて居るのか」と仰せられましたので、流石は師の御弟子豁然として覺りましたとやら、世に勝れたる聖人君子、或は一視同仁の釋尊の如きは、いざ知らず凡普通の人情として、味よき物を喫べたとか、美しき衣を着たいと思ふ心が起り、又折にふれて邪惡の念の萌すは、蓋し免れ難い事でありませう。然れば他人の産んだ子よりも、我所生の子の方を余計に可愛いと思ふのは、自然の情で、殆ど止むを得ぬ事でありませうが、此場合に處して最も大切なる事は、乃ち心機一轉速に其愛憎の念を

抑へつけ、自然の情の發動のまゝに働かないで、何事も己が最愛なる夫に對する義務と云ふ事に思返し、生母を亡ひたる不幸をあはれみ意志の力を強固にして、繼子と實子とを並び育てなければならぬ境遇に立ちました時には、ゆめ偏頗の處置なきに心がけねばなりません。

▲圓滿なる家庭の小兒

◎何かで罪人の統計表を見た事がありますが、罪人は幼時より兩親を失つて全くの孤兒となりたる者に最も多く、次は片親なき者にて、兩親共揃つて居て罪を犯す者は一番少い様でありました。幼少より父なり母なりを失ひます程人生の不幸はありませぬが、一通り生活の道に不自由のない限りは、母を失ひまする方取別けて不幸の極であり、又出來損ひ易いであらうと思はれます。兎に角冷酷なる家庭に育ちまする兒は、嫉妬、怨恨、憎惡、邪僻の中に人となります事故、いやに他人の顔色を窺つたり、菓子など與へやうと

致しましても、假令欲しくて堪らなくとも故意と手を控へて傍を向いて見たり、可愛相にとは思ひましても、何となく可愛がる心になられぬ様な、一種嫌な性質を帯びて居る者であります。又両親共假令身體のみは健全に揃つて居ましても、夫婦の間が平和に治らず、始中終波風立ち騒ぐ不完全なる家庭でありましたなら、其兒は如何しても嘘を云たり長者をごまかしたりする様な、邪智深い、變にねぢけた性質に生立ち易い者であります。之に反して、何時も春風に吹れて居る様な和氣満々たる圓滿の家庭には、快活にして無邪氣なる小兒が出来る事と思ひます。

◎曾て或處に兄弟二人ありまして、其母たる人は至て温和しく良い性質の者でありましたが、兄と弟とは其性質全く正反對にて、弟は母の氣質を受けついで申分なき勤勉家であるにも拘らず、兄はやくざな致方のない放蕩者でありました。で或人が其母に對つて、同じ兄弟でありながら、何故かうも性質が違ふのかと尋ましたれば、彼女は愁然として恥を御話し致さなければ

ば理が聞えぬとか申しますから、何もかも打明て申上りますが、實は私が兄の方を妊娠中良人は他に情婦をこしらへまして、内を外に出あるきましたので、私は身も世もあられす、流石に口へ出して端なく言争は致しませんでしたけれど、内心では絶えず修羅をもやして居ましたので、それで彼様にやくざな息子が出来たので御座います。それにつけても妊娠中の心掛はよく、慎まねばならぬ者と見えますと答へたさうであります。胎教の大切であることは別に御話申す機会もありませうが、兎に角始より終まで乃ち妊娠の當初より兒童が一人前に成長するの後迄之を完全なる人物に仕立上るには、何よりも先づ夫婦の間よく和合して瑕瑾なき圓滿なる家庭に於て育てなければ、とても立派なる子女を養成する事は覺束なからうと存じます。

▲快活に育つるべし

◎女兒は多く人前に出れば、いやに耻かしがつたり、顔をかくして尻込をしたり、菓子か何か興へやうとしても故意と遠慮して取らなかつたり、袂をひねり廻したりなど致す者であります。斯様な仕打は何となく人に嫌な感情を起さしむる者であります。余りお轉婆になつて洒々と出過るのは無論宜くありませぬが、凡そ物事には時と場合と云ふ事があります。淑かに温良くあらねばなりませぬが、因循卑屈になつてはいけません。女らしい柔和な中にも亦快活なあつさりした所がなくはなりません。人前に出て徒に顔のみ赤くせず、口を利くべき場合には、臆せずしてはきく口を利き得る様に躡けておかなければなるまいと存じます。申す迄もなく多辯は最も謹ませおくべき事でありませうなれど、今より後はいよく婦人の交際も盛んになり、人中へ出る事も多くなります。故必ず因循にあつてはなりません。又一家の主婦としては、猶更和樂の源泉とならねばなりません。故、不愉快な愛憎的の人物となつてはいけません。前にも申しました如く、

婦人は兎角愛憎に陥り易く、妙齡になつて耻しいと思ふ念慮が起る様になれば、自然に沈着いて參る者故、余り幼少の間からせくと難かしい禮儀の事などやかましく云ふには及まいと思ひます。何らかと申せば七八歳の頃少しはお轉婆と云はるゝ位の方が却て後にはよく出来上る者で、幼い時より極めておとなしい兒は、病氣などに罹り易く、又妙齡に至つて沈みがちの陰氣な質になり易い者であります。成るべく快活に育てたい者であります。或人は尋常小學位の小さい間から男女生を全く區別してしまふのは、余り面白くないと申されました。世間之には不同意の方も多くありませうかなれど、私は至極尤な説と思つて居ます。何故ならば、幼時より全く男女を區別しておきますれば、各其特性を發揮せしむるかはりに、又其短所をも長せしむる事と思ひます。互に調和する事が出来ませぬから、假令へば女兒は嫉妬心の如きを増し、因循卑屈に陥つて、快活なあつさりとした氣分を失ふ様になり易く、又男兒は徒に粗暴に傾き易くなりませう。其故幼

時危険の少い間は、成るべく同一の處において、よし多少教育の方法を違へるにもせよ、互に其性情を中和せしめて、一方にのみ偏せしめぬ様に致した方が却て後に好結果を奏する事ではあるまいかと存じます。

◎妄りに外國風を謳歌するのではありませぬが、今迄の日本婦人は、何でも只物静に優しくさへあらばよいとして、教育されてありましたが、人中へ出れば成るべく口敷を多く利かぬ様に、隅の方に小さくなつて遠慮のみして居る様な風でありますが、二十世紀の婦人は、此様ではいけなからうかと存じます。或人が、今の我邦一般の婦人社會に於て、交際家は何れの部分に多いかと問うならば、情ないけれども却て彼の職業婦仲間にあると答へなければならぬと申されましたのは、残念ながら穿ち得た説ではありますまいか。尤も都にては最早左様な事はありますまいが、私は多年田舎にのみ生活して居ます故多く地方の事情に就て申上るので、御座ます。少し御話が傍にそれる様であります。田舎にては有りがちの事ゆゑ、一寸申して見

たいと存じます。多くの婦人會等の席で「まああなた御先へ……オエ私ほもう此處で澤山で御座ます」と隅の處に小さくなり、或は丁度通路に當る處なぞへ座りこんで、何と御勧め致しても動かれぬ方々があります。之は謙遜かは知りませぬが、實際迷惑な次第で、席を進んで戴きたいと申すのは、強ち御當人の爲ばかりではなく、主に一般の都合に依るのであります。先に入られた方々が端の方の通路に座つて居られますれば、後から参つた人達は廊下に立つても居なければならぬ事となります。且之がために多くの貴重なる時間をつまらなく費し、又非常な手敷を要して、結局講師に迷惑を及ぼす様な事となります。夫かと申して後から参つた人々が、先に入られた方々を押しつけて前へ進み出ると云ふ事は、尙更出来ることではありませぬから、此所らの事は先に見えた方より注意して、成るべく下らぬ讓合などのために、無駄な時間と手敷とのかゝらぬ様に、今の主婦たる方々に對つても是非實行して戴きたく、殊に將來の社會に立つべき女兒を教育する

場合にて、氣を付けて戴きたいものと切望いたします。然れど、申す迄もなく、余り早く世事に長けさせるのは良くありません。

▲樂天的なるべし

◎又一般の婦人は兎角物事を誇張し易き傾があります。假令へば一寸した物を見ましても「こんな奇麗な物をば見た事がありません」とか「つまらない事にも「こんな嬉しい事はない」とか申します。それは未だしもであります。不幸の方は尙一層實際よりも過大に見らるゝの傾があります。私ほど不幸な者が又とありまはれます。小説など讀みましても「世の中に私ほど不幸な者が又とありませうか」と云ふ様な悲哀的の句を度々見受けます。凡そ幸と云ひ不幸と云ふも皆比較問題でありまして、自己の心の持ち様一つに依ては如何様にも思返のつくものであります。徒に上をのみ見て暮しますれば他人の位置が羨ましくなり、従つて不平の念も起り、世の中の不幸は自己一身にのみ集

つて居る様な感もするのであります。自分が自分以下を見て居ますれば「自分不幸な身に違ないけれど、下には際限なく世には自分よりも尙不幸な人があるから」と思返して「それに比ぶれば自分は未だしも幸福なうちである」と諦らめる事も出来ませう。又實際自分は、その場合を不幸困難の最下底であると思つて居ます。或人に取てはそれ位の事は不幸でも何でもなく、並々ならぬひどい困難に出遇て居る人は、自分位の境遇をも尙幾分の幸福と思つて却て羨ましがつて居るかも知れないので「世の中に私ほど不幸な者がまたと二人ありません。云ふ様な事は決して軽々しく申さるべき事ではありません。悲哀の時に「こんな悲しい痛い事は又とありません」と申しても、成程今迄はなかつたかも知れませぬが、或はあつたのかも知れませぬが、人間は比較的健忘症であつて、善い方の側は過去を大きく思ひ、悪い方の側は現在を大きく見るの癖があります。今後又どんなひどい悲哀に沈まねばならぬ時が参るか分りませぬ故、今よりも大なる悲哀は

他にないと思す事は出来ませぬ。如何なる場合にも未だくそれより大きな困難や悲痛のある事を必ず忘れてはなりません。畢竟現在の不幸を餘りに大きく見過ごすのは決心と忍耐力とが乏しいからでありませう。

◎俗に、十七八才の娘時代は箸がころがつても可笑しいと申さるゝ頃なので、花を見ても、月を眺めても、將た鳥の囀舌や虫の音を聞きましても、物事凡て面白可笑しく感すべき筈の時でありませう。しかるに近來妙齡の婦女の手になりたる詩歌散文の類が、新聞雜誌などに載せられてあるのを見まして、其文字の余りに涙多きを、私は實に不思議に思つて居ます。身分ある人貧しき人の差別なく、皆一様に物事思ふ通りにならぬとか、味氣ないとか、果敢ないとか、或は浮世が嫌になつたとか、活氣のみちみちたる青年時代に思ひもそめぬ筈であるべき言辭の冷く并べられてあるのは、抑も如何なる譯でありませうか。素より今迄は體育の不行屈なりし爲に、父母或は祖先よりの遺傳に依りて、身體の薄弱なる處から従つて文字の上に哀れつぽい

事が表はれるのかも知れませぬ。又當今は所謂過渡時代でありまして、様々な家庭の状況より、新舊意見の衝突などあつて、萬事思ふがまゝにならぬと云ふ事情にも起因する事ではありませうが、兎にも角にも今少し一般の婦人達が先づ自ら樂天的になられて、子女を教養さるゝにも、成るべく樂天的に且宏量に育てられん事を希望致します。

◎今の様に涙多くありましては、婦人は男子の慰籍者獎勵者どころではなく、却て反對に男子より慰め勵ましてもらはねばならぬ様な有様で、内助などゝは思ひもよらぬ事でありませぬ。優しいうちにも毅然として守る所があり、百難を排して、凡ての苦痛は自分の心中に深く納め、堪へ忍んで、外貌に表さぬと云ふ程の氣象があつて欲しいと存じます。男女を問はず、人は境遇の定る迄は如何様な考へ、又考へ直して見ても宜しいけれど、既に一度其境遇が定つての後には、あせればあせる程もがけばもがく程、余計に悪くなるのであり、又徒に嘆き悲んで、何時まで俟たして、自然によくなる時機はない

のでありますから、天命を知て其位置に満足し、此場合に處して如何したならば之に打勝ち切抜けて、己れの義務を果し、幾分たりとも一家を幸福圓滿ならしめ、自分も亦安心なし得るであらうかと考へ、十分決心して勉める程の確な精神がなければなりません。教育の任に當らるゝ方々は、學校と家庭とを問はず、此點に就て深く注意して戴きたいものでございます。

◎然れば人は各其位置境遇に處して、自己の特質を失はぬ様に、一休禪師の所謂「らしく」と云ふ事を主眼として、女はどこ迄も女らしく、子供は無邪氣に天真爛漫たる所を失はぬ様に子供らしく、學生は學生らしく、官吏は官吏らしく、商人は商人らしく、各自己の範圍内に於て、出来るだけ良き子供、良き人間とならん事を心掛けねばなりません。

▲克己心

◎凡そ人の生涯に於て最も必要なるは克己と云ふ事であります。慾を抑

ふると云ふも情を制すると云ふも、皆此克己心に他ならぬので御座ます。然れば小兒のうちより此心を養成せしむるは、大切な事と存じます。假令有り餘る身代で、何不足のない家でありましたも、小兒が何を買ってもらひたい、何々が欲しいと申します時に、譯もなく直に之を買與へて、何でも思ふ通り望む通りになると云ふ様な習慣をつけさせるのは至て宜しくありません。非常に欲しいが物を無理に抑へて與へず、夫が爲妄に他人の物など欲しがらしむる様な事は、無論宜しくありません。寛嚴の度をよく考へ合せて、偶には欲しいと思ふ心を抑へさせ、云ふがまゝには行はれぬもの、少しは辛抱せねばならぬと云ふ事を知らしむる方が宜しう御座います。

◎私の知人にて餘程収入の多い職業を執て居た人がありましたが、俄に其職を止めてしまひました。外見上何の理由もありませんかつたので、誰も皆何故に止めたのであるかを知るに苦みましたが、其人は曾て徐に自己の意見を述べて、今迄私の執て居ました職業は、収入の多いかはりに人の出入

も多く、而して其出はいる人達は皆諂諛主義で、子供等の機嫌ばかり取り、オ嬢ちゃんいらつしやい、坊ちゃん一寸其處まで御一所になどと云ては、子供等を抱て表に連れ出し、何が欲しいかと聞いて欲しがらる物をば云ふがまじく、買與へなど致してくれましますから、難有迷惑の次第で、子供等はだんく我儘に又贅澤になり、何でも望み通りにならぬ事はないと云ふ風に生長致します。夫では彼等將來のために甚だ宜しくありませぬから、私は寧ろ清貧を樂み不自由を忍んでも、彼等が行末の爲を慮りたいと思つて居ます」と申されましたので、當今の世には實に珍らしい子女の教育を重んずる感心な人であるとしみじく敬服致しました。

◎私が尙在學の頃或教師は生徒等を諭して人にはいつも斯様爲たいと欲する念と斯様爲ねばならぬと思ふ心との二つがある而して其二つの念慮は絶えず反對の方向にむかつて進まんとするものであるが、若し其二つが衝突する様な時には自分のしたくない嫌であるけれ共と思ふ方の心に從

つて行へば決して間違はない」と申されました。又私の母は至て昔氣質の人でありましたが、常に私共を誠めて、多勢の人と交る時には成るべく他人の嫌がつて爲まいと願ふところの事を自ら進んでする様に努めよと申して居ました。で私は毎も此二つの訓誡を生涯の格言と心得て實行致した

いものと存じて居ます。

◎然れば、小兒の欲しがらる品を自由に買て與へぬのみならず、偶には嫌だと思ふ事をも忍んで爲さしむる様につとめさせ、遊びに出たいと望みます時にも、折にふれては用事など云ひ附て爲したいがまゝの情を抑へさせ、人には爲さねばならぬ道のあると云ふ事を知らしめて己の慾に打克つの習慣をつけさせておきましたならば、始の間は苦んでいや／＼爲して居ました事をも、後には義務と云ふ觀念が盛になるにつれて、らく／＼と果し得る様になり、生長の後までも優柔懶惰の人となる様な恐は萬々あるまいと信じ

7 ▲ 節 制

◎古語にも「節制は萬徳の玉を貫くの緒なり」とかありまして、一般に百薬の長と呼ばれ或は憂を掃ふ玉箒など云はるゝ酒をして毒と變せしむるも、將た面白さに浮れて大切なる時機を誤り生涯の悔を貽す如きも結局は此節制と云ふ事を忘れるからであります。曾て私の事へて居ました漢學教師は論語の中の仁と云ふ事に就て、余程深く研究された見えまして、辨仁の巻と云ふ書を著はして居られました。其方の言に「世間の人は皆朱子の説を信じて仁を愛と解釋するけれど、其我見る所は大に違つて居る。自分の説では仁は即ち忍なりで心の上に絶えず及をおき、戦々競々として我慾を抑へ忍ぶ所謂二人途をゆくに一人は左せんと云ひ一人は右せんと云ひ互に自己の思入を通さうと争ひ云張た日には、決して治まる筈のものでない、何れか我を折て忍ばなければならぬ。又聖人の聖と云ふ字は(聖)の字耳と

節

制

口との下に玉と書くは書く筈なりと誤玉とか耳と口とを兩肩に玉ひて他人の言をよく耳にきき、自己の口舌をよく護み他人に對つて氣兼遠慮をするの謂である。凡そ人生に仁ほど貴くして又必要なるものはなく、此心なき時は敢て禽獸と擇ぶ所はない。取りも直さず萬徳の主また基礎である」と申されました。が至極尤もな説である。私は信じて居ます。然し愛と申します事も極ひろい意味に解釋致せば前述の仁と同じ様な事になるのでありませう。

◎兎に角我々が世の中を渡つて參るには同情といふ事が尤も大切で、今世間に喧ましく申されて居る公德とは乃ち此同情の念より出たる者でありませう。自分さへ都合がよければ他はどうでもかまはぬ、何様に苦んでもよいと云ふ様な不親切な心があつてはなりません。當今の世は如何なる事業に従事して居ます人も、主我の念ばかり強く、他人を突落しても我身さへよければよい、外見を街つて虚榮虚飾を貴び、目前の小さいつまらぬ名譽

とか利益とかの奴隷になりたがる人が多いのでありますが、凡ての場合に於て、人のため社会公益のためには己を忘れ己を捨て己を殺し、即ち我身を犠牲に供して願みず、誠意赤心を以て義務を成遂ると云ふ程の高潔な献身の考を以て暮す様に致したい者であります。或人は高潔なる理想は煎じつめれば克己心の一に歸する」と申されましたが、成程同情とか公德とか、或は犠牲と云ひ、献身的と申すも、先づ己に打克つて後出來得る事なのであります。而して此徳は一朝一夕に容易く養成せらるべき事ではありませぬから、幼少の間より特に注意致したい者と考へます。昔の武士は主君の御前に出た時に不都合のない様にとて、宅に在ては寒中帷子を着し、暑中小袖をまとうて、修練の功を積みましたとやら、其他之に類した事はいろいろあります。結局其意味は皆一つでありませう。

▲ 兒童の贅澤

◎ 私共の親戚に二人の小兒が御座いました、其一人は八才の時まで祖父母の手に育てられたのでありますが、祖父母は孫の可愛さに、彼は牛肉か玉子かでなければ御飯を喰べないのだからと云ふ程にして、至極豊かにお菓子でも何でも充分にして與へてありました、八才の時祖父の逝去と共に、兩親の手許に引取られました、其兩親と云ふのは尙薄給の身分であり、其上他に弟二人もありましたので、長男にのみ贅澤な生活をさせておく事も出来ません、でしたから、他の幼兒等と同じ様に打捨て、おきました、所其兒は別に嫌な顔もせず、牛肉か玉子かが無ければいけないと申しもせず、何がなくとも平氣な顔で、快く御飯を戴き、其他何事にも余り贅澤な様子は更になく、其兩親は豫想に反して、眞に育てよい子であつたと申して居ました。

◎ 今一人は四才の男兒を私が或親族の宅から引取つて参つたので、御座います、其兩親は至つて貧しく、其日の煙をも立てかねて居ましたのを見るに見兼ねて連れて参つたので、御座いますが、宅に参つた翌朝から「たいく」が

無ければ飯たべぬ」と申しましたので、私は殆んど呆れてしまひました。又お菓子でも何でも見る物悉く欲しがつて、當分は夫れを矯正致すのに、一方ならず、骨折りました。

◎又或時二人の中學生を預かつて居た事も御座います、其一人は相應に暮して居る宅の子で御座いましたが、格別贅澤な真似もせず、眞面目に沈着いて勉強して居ました。今一人は少し身分卑く、親はかつ／＼其日を過して居る位なので、中學にも漸との思ひで入れて居たので御座います。彼は却々、贅澤家にて、中學生の身でありながら、ライオンのでもすむ所に、一瓶三四十錢位の齒磨粉を使つて見たり、他が二十錢の靴足袋を買ふ所に、彼は參拾五錢もするのを買求めたり、洋服も二着、帽子も二個、靴も二足、調へると申したり等して、随分監督に困難致しました。

◎以上の二例に依つて見ますれば、過去の境遇と現在の状態とに於て、全く反對の現象を呈して居るのは實に不思議で御座います。菓子屋或は砂糖屋等に小僧を雇ひました時に、最初の間主人は見ても見ぬ振をして、喫べたいだけ喫べさせ、嘗めたい放題嘗めさせ、勝手次第に任せておくとの事を聞きまして、たが、教育者たる人々は、學校と家庭とを問はず、是等の點をも參考として、斟酌致さなければならぬ事と存じます。

▲服 從

◎或人は後來人を服從させやうと思ふ者は、先づ自ら人に服從しておかなければならぬ。故家庭に於て充分兒童に服從の義務と云ふ事を教へておかねばならぬ。然し服從にも奴隸的と合理的との二様がある」と申されました。男女何れにも合理的服從の美德たるは申す迄もない事であり、或は其内に奴女子には大切な事でありませう。昔は婦人に三從の教あり、或は其内に奴隸的服從も多少包含れてありましたらうけれど、素より時代が違ひますから、兎に角婦人は生涯人に服從すべき筈の者殊に一度嫁しては鐵の窓をも

くいらねばならぬとさへ教へられて、徹頭徹尾己を殺すと云ふ趣意で訓誡され、又此訓誡は余程よく行渡つて居た様でありますが、近來に至つて此美德は少し地におちた様な感が致します。古の女大學或は女今川流に育つた人よりも、當世風の教育を受けた女子達に、離婚の多いのは何う云ふ譯でありませうか、服従の義務と云ふ觀念が薄らいだのに依るのではありますまいか。或は合理的服従をも間違つて、妙な風に解釋して居られるのではありますまいか。服従とは決して賤しい事でも嫌な事でもあるまいと思ひます(心の持ち様一つに依つては、自分勝手に思はず、人を先にし己を殺して、家のため或は大きく申せば國の爲にする)と云ふ考がありましたなら、如何なる困難も如何なる苦痛も、自分で自分の良心に定めた規律に従ふのでありますから、忍んで忍ばれぬ事はありますまい、最愛なる夫に服従する、何で賤しい事がありませう、尊敬すべき君に仕へて忠義を盡す、何で嫌な事がありませう、夫故服従は賤しい事でも嫌な事でもなく、却て人の義務であると云ふ事を見童の腦裡にしみ込める様にして戴きたいと存じます。

ふ事を見童の腦裡にしみ込める様にして戴きたいと存じます。

▲他人の感情を害させまじき事

◎又禮儀とか作法とか申す事は無論大切な事に相違ありませんが、徒に外見の形式のみに拘泥して、肝要な精神を忘れてはなりません、要は自分よりも他人の都合よき事を願ふにありますが、人と交際致します時には、先方に不愉快の感を引きさしめぬ様に致さねばなりません。茶道は禪學より割出されたる者とか申しまして、万事に行届いたものである様に思はれますが、其道に於て忌言葉とか申して、目つかちの人の前にては目つかちの事を云はず、あばたのある人の前ではあばたの噂をせぬ様にと戒めてあるさうであります。些少な事の様でも、是等の點にはよく氣を付けて、うか／＼と何氣なく申す言葉の中に、他人の感情を害する事などない様に致させたいものであります。

◎ 外國人が食事を致します時に、小刀を右手に持ち、肉刺を左手に持ち、先づ肉を細かく切っておいて、小刀を下におき、右手に肉刺を持ちかへて食する人もあれば、右手の小刀で肉を切りながら、左手の肉刺にさして食する人もある様であります。が、何れにもせよ、小刀を以て直に肉を口へ運ぶ事は、余程野卑な禮に外れた事で、丁度日本人が箸を用ひず、食品を指で摘んで食するのと同じ様な失態ださうであります。が、或外國の富豪の宅に、一人の男が参りまして、晩食の饗應にあづかりました時、禮にならぬ田舎ものの事として、何の會釋もなく、肉を小刀で切りながら直にそれを口へ運びました處、側に居列んで共に食事を致して居ました其家の子供等は、これを見て、クス／＼と笑ひ出しましたので、主人は、それらぬ様子を装ひ、わざと自分も小刀で肉を食しつゝ、客をして赤面せしめぬ様力めたとの事を聞きました。凡て何に限らず、自分に多少の心得があるからとて、嫌に知つた振をして人の前に見せびらかし、他人を辱かしむる様な仕打は、如何にも見苦しい事で、最も慎むべき事でありませう。目下の者には、空威張をなし、目上の人に諂諛をつかふのは、なべて世の常であります。が、心身の不完全なる者、或は貧しき人など、所謂弱きを憐れみ扶くると云ふ良習を幼時より附けさせておきましたならば、長じて後も、此の如き嫌な性質を帶る事は、恐らく免れ得るでありませう。

▲ 活模範

◎ 家庭に在ても、學校に於ても、己が子供なり其生徒なりを充分善き方に感化薰陶してゆかうと思ひますならば、何うしても實踐躬行して、生きた好模範を示さなければなりません。如何に口でばかり喧ましく申しましたからとて、自らの行に疚しき所がありましたら、何うして効能がありませう。それこそ百日の説法何とやらで、一方にヤット積上げて居るものを、片側から散々にくづして參る様な者であります。有名なる露のトルストイ伯で

すら、毎夜子供達を就寝せしめられて後「ヤレ」是からが己の世の中だ」と申して居られたとの事でありますが、子供達の面前にては、どれ程萬事に心を用ひて、窮屈に身を處して居られた事でありませう。

◎猫の眼前に鯉節を並べておいて、之に手出しをする事はならぬと申すのは、無理でありませう。甘味さうな菓子を小兒に見せびらかしつゝ、喫べながら「甘い物は胃の毒だよ」などと申すのは、餘に罪な仕打ではありますまいか。親は煙草を吹かし放題に吹かし、酒をば飲みたい儘に飲んでおきながら、未成年者禁煙法或は幼年者禁酒法が發布されませうとも、果して何の効能がありませうか。是等法案の必要となるのは、寧ろ當今一般家庭の紊亂を表白する様なものではありますまいか。

◎私は曾て或家に参りまして、火鉢の傍に座り、主婦の出で参られるのを俟て居ました間に、五六歳ばかりの愛らしい男兒が出て参り、側におかれてあつた煙管を取上げて煙草をつめ、之に火をつけて吹かす真似をして居るの

を見て驚きました。後によく聞いて見ましたらば、其家の夫妻共非常な喫煙家でありましたので、誠にさもありさうな事と存じました。又其兒は筆の鞘でも何でも、一寸した圓い細長い棒切の様な物を持ちますれば、直に人差指と中指との間に挟んで、巻煙草を吹す様な真似をするとの事を聞及びました。

◎私の知己にて、數名の女兒を集め裁縫及び少し許りの學科など教授して居る人があります。其人の宅に滿一歳餘の幼兒があります。女生徒等が裁縫する時に何氣なく針を襟にさすのを見て居て、其幼兒は針が其處らに落ちて居るのを見附けさへすれば、直に拾ひ取つて襟にさすのでございませう。又書物を手に持てば、何かクドクドと口の中で言つて讀む真似をし、鉛筆を持てば一寸口に嘗めて何か書き筆を持てば少しも嘗めないで硯に入れて墨をつけて紙に何か書き、眞に可笑しくも亦驚かるゝ許りなものでございませう。私共の父は曾て馬から落ち、右脚の關節を負傷して曲らなくなつて居

ましたので、食事の時でも、又どんな來客の前でも、詮方なく右脚を投げ出し居ましたが、宅の長男は幼時それを見習つて、食事の時には必ず右脚を投げ出して坐つて居ました。

◎飲酒家の兒は大概酒好になる様であります(反對の例も随分あります)が之は親が自分に酒を飲んで居ます時何氣なく面白半分(面白半分)に酒滴を箸の先につけて、傍に居る無心の小兒に舐めさせたりなど致しますから、自然好きになるのでもありませんが、多くは見やう見まねで、酒を飲むのは當然のこと、別に悪い事ではない、飲んでもかまはぬと云ふ感(かん)を起すにも因りませう。◎曾て婦女新聞の子供欄にも出しました事で、御座いますが、皆様方の御参考までに、私自分の失錯談(しつさくだん)を御話し致ませう。私はいつとも子供等に對つて酒は狂水であるから、成業の曉までは決して飲むべき物ではない、一人前の立派な人物に出來上つた後、自己の力にて飲むのは格別なれど、夫迄は一瀆たりとも飲む事ならぬ、若し親の命に背いて飲酒する様な事あらば必ず成

功覺束(こうかくた)ない」とくれぐれも申聞せておきました。然るに或夏の夕一家打つれて散歩に出かけました處、一同咽喉(のど)が渴きましたので、或水店に入りまして、良人は氷葡萄をと命じました。やがて女中が持て參つたのを取上げまして、良人は何の氣もつかず、一ヒすくつて、其時漸く滿五歳ばかりになり、す幼兒に與へやうと致しましたに、彼は何故か難かしい顔をして、黙つて首を左右に振り、口を開かうとも致しませんので、私は不思議に思ひ、傍から何故飲まないの?とつかり問ひましたれば、彼は「母ちやん葡萄酒は酒ではないの?酒を飲むと大將になれないから……」と眞面目に申しました。小兒の事とは申しながら、私は實に赤面致して何とも二の句がつけませんでした。

▲言行一致

◎言行一致の大切な事は、何處に於ても同様であります、が、別て小兒の前

に在ては注意致さなければなりません。主人が度々料理屋などへゆき、眞赤な顔して足元もシドロモドロになつて歸つて參る様な宅に、如何して品行方正な兒童を望む事が出来ませう、夫こそ木に縁て魚を求むる様なものではありますまいか。甚だ出過ぎがましう御座ますが、兒童教育殊に初等教育に従事する、先生方には、特に御願ひ申しておきたいと思ふ事がござい、ます、無垢なる小兒の心では、先生は神聖なる者餘程えらい人、其命令には是非とも従はねばならぬ、先生の言行は眞似てもよい、否、眞似るべき筈のものである位にまで、一筋に考へ込んで居るのでありますから、小兒の見て居る前、殊に學校杯では喫煙なぞなされぬ様……御自身は成年者の事ゆゑ、自宅で召上るのは無論御自由でありますけれど……假令法律上の制裁はなくとも、教育者の徳義として特に慎んで戴きたいものと存じます。

◎曾て拙宅の次男を、或教師の許に自宅教授を受けに遣はしておきました、處、夏のあついに晝御飯を戴きます度に、いつも暑い〜と申しては裸體

になり、ますので、怪しからぬ事、宅では誰も裸體になぞなつて見せた者はな、いにど存じまして、嚴しく叱りますが、翌日の晝になれば又忘れては、前日と同じ様に裸體になります、夫で不思議に思つて、いろ〜詮索して見ました、れば、彼教師が……尤も、其宅が狭いので、毎日食事の時に暑い〜と云ては、裸體になられるのを見て居たからであるとの事が分りました。

◎又或時、宅に書生を一人預つて居た事が御座います、之は或友人の弟で、余儀ない義理で引受けて居たので、御座いますが、至て怠惰で仕方のない青年で、我儘ばかり致して居ましたので、宅の小兒がそれを見習つて、だん〜悪い習慣がつき初めました、夫で私は驚きまして、爾來は假令少々義理が悪くとも、成るべく其様な種類の人をば世話せぬ様に、又小兒成長の後まで、一切書生をおかぬ様に決心致しました。小兒は誰彼の差別なく、凡て身近に居る人の行爲を模倣致すもの故、父母のみならず、一家内に居る人は、慎まねばなりません。或夫人は、余程家庭教育に心を用ひて居られました、が、小兒教

育の都合上下婢を使はないと申されました。家庭の平和と云ふ上から申しても、將た兒童教育上から申しても、成るべく一家内に異分子を多く入れない方がよい様に思はれます。流儀の更つた人が多くなればなる程いつのまにか思はず知らず、誰も心附ぬ間に、それ／＼多少意見の違ふ丈夫針がま／＼に異つて参り、又二人よりは三人三人よりは四人の欠點を、其次多く兒童が見る様になる譯であります。素より四人なら四人の優れた點も、其次多くなる譯ではあります。小兒に限らず大人でも善い所よりは悪い點を眞似やすく、悪い癖には比較的早く感染し易いもので、小兒は一しほ左様なやうであります。然し實際に於てはさまざまなる家庭の状況に依り、絶對的に異分子を入れないと云ふやうな事にも参りますまいが、事情の許す限り此點は心得ておきたいものと存じます。

◎また小兒は一家内の出來事のみならず、手品を見せにつれて参れば翌日は手品の眞似を致し、足藝だの輕業の如きを見せますれば直に又其眞似を

致し、美言一調の講談なぞ聞かせますれば、矢張其口調を眞似致します。目に見るもの耳に聞くもの、世間は凡て皆小兒の爲に珍らしく新らしいので、殊に模倣的性質に富んで居る時代でありますから、何でも其通り眞似致すのであります。劇場近傍に住つて居ます兒が、芝居の聲色容姿などの上手なのは、強ち無理もない次第で、門前の小僧習はぬ經をよむとやら、古めかしい例ではあります。が、孟母三遷の教育法は、單に昔噺の材料のみではなくて、實に價値ある訓誡であります。

◎小兒が多勢集りますれば、いろ／＼の社會の出來事を其儘眞似して遊び樂みます。女兒の多く姉様事をしたり飯事をしたり、自分が母になり主婦になりなどして、人形を小兒に仕立て可愛がつたり叱つたり致す容姿から、假りの隣人に對する態度應接振に至る迄、平素母が自分に對し、或は他の交際仲間の人に向つて、言つたり行つたりして居ます事を、そつくり其通りに模倣致します。又男兒は學校事とか相撲とか戦争事など多く致し、或は親

の職業を其まゝ真似て遊ぶのがあります。

◎拙宅へは絶えず多勢の小兒等が遊びに参りますが、其兒童達に對つて時をあなた方は大きくなつて何になるの？と試に問ひますれば、大抵其親の職業を察する事が出来ず、是等は素より當然の事で、先づ良いと致しましても、偶に或子供等は巡査が泥棒の逃るのを追廻して縛ると云ふ様な遊なと致しますが、假令真似でも此様な悪い方面の事は至て宜しくあるまいと考へます。昔時徳川家康公でしたか、或壯年者が一人の老婆を背負つて親切に介抱しながら、路傍に拜觀して居るのを御覽になつて、彼者に褒美を取らせよと申されたのを近侍が承り、取調べの末、彼は眞の親孝行者にてはなく、他人の親を借來つて假りに孝行の真似を装ひ居る者にて候斯る輩ども御賞美に相成ては宜しかるまじく候と言上致せしに、公は否とよ假令真似にても善き業は何所迄も善きものぞかし、之を獎勵なしおかば、従つて眞の親孝行者出んと仰せられたとの事があつた様に覺えて居ますが、夫と之と

は少し譯が違ひませうけれど、兎に角假初の遊戯にも成るべく否必ず善い種類を選ばしめて、悪い真似を避けさせたいものと存じます。

▲中等教育時代

◎夫から中等教育位受る様になりますれば、或先生の風采がよいとか、彼教師は左の肩をあげて歩きなるとか、少し反身になつて濶歩なるとか、其様な事までも直にそれを真似る様になり、又特に真似やうと勉めませずとも、彼方は好な先生であると絶えず慕つて居ますれば、自然に何處ともなく其人に似て参るものでありますから、申す迄もなき事ながら、教育者たる方々は各自其責任を重んじられて、實踐躬行と云ふ事に充分心を用ひて戴きたいものであります。

◎然し中等教育時代は初等教育時代とは一体に余程趣が違つて参ります、又兒童の觀念も變つて参りますから、私は學理上の深い事をば存じませぬ

が、兒童と申す語は廣い意義に用ひたく、乃ち被教育者たる間の事を指して左様申したいので御座います。同じ實踐躬行と申すうちにも、小學教員は一言一行悉く生徒の模範となる様な譯には參るまいと思はれます。教師は既に出來上つた人、それが何も彼も鑄型に入れた様に、生徒と同じ行爲なり生活なりをすると云ふ事は、恐く出來ますまい。否、單に社會の交際上から申しても、到底出來る事ではありませんから、實踐躬行と云ふ精神を暫くも忘れず、絶えず之を念頭において、或場合々々に當つて標準を示せばよい事かと存じます。普通の兵士が上長官の行動を眞似能はぬと同じく、生徒ともことごとく教師生活の模範を其儘に模擬し能はぬのは、蓋し當然の事でありませう。

◎私は一切我家庭内に酒を入れぬ事に決定致して居ますが、夫でも良人は交際のため宴會等に參りましたは、少量づゝ戴いて歸ります、偶に赤い顔でもして歸りますれば、子供等は直に之を認め、最初の間は如何にも不思議さ

うに、嫌な様子をして「お父さん、又お酒を飲んで」と申して居りました、それで私は時々子供等に對つて「父上は既に出來上られたる方ゆゑ、お前達が悉く父上の眞似をする事は出來ぬ、お前達も父上の様に出來上りたる其後ならば、少量位飲酒するも勝手なれど、成業する迄は身を誤るの基故決して用ひてはならぬ」と固く申しさせました。男女に拘らず青年時代にもなりますれば、其理を諭しきかせても宜しく、其位な理の分らぬ筈はありません、けれど小學時代にあつては未だそんな理の分らう筈なく、又其様な理を話しかせる事は到底出來ません、然りながら中等教員とても生徒とは違ふから何様な行爲をするも勝手であると申すのでは決してありません。

◎又男兒は中學時代等にあつては、嫌に豪傑風を氣取つて、忠實に勉強するよりは、學科なぞよい加減にしておく方を却て英雄の様に思つたり致し易く、高等小學位にあつても、折角親が心をこめて作りくれたる新しい袴を嫌つて、わざと汚染をつけたり、破つて見たりする様な事をえらさうに思ひ、少

し字が讀める様にでもなれば、直に勞働を忌嫌つて、田舎の農夫の子でありながら農夫にならなければならぬと云ふ譯はありませぬけれど、親の職業を賤しめて村長様になる等と威張つて見たがつたり或は又女兒は高等女學校卒業前位にもなれば自分日本中に於ても有數の人であるかの様に覺えて高くとまり、親兄弟や舊師を眼下に見下したり致す様な事が田舎には殊に有り勝ちの様でありますから、是等は學校にあつても家庭に於ても特に注意せられたきものであります。

▲ 品性陶冶

◎家庭にあつても母たる人は兒童の品性陶冶と云ふ事に重きをおいて育てなければなりません。曾て下田女史の談話にも、昔時の武士の家庭にてはつまらぬ禮義……殊に大人のすべき難かしい禮義を小兒に強ひて、そして夫が出來ぬからと云てはやがましく言つて居たが、是等は改良しなければ

ならぬ欠點であると申されて居ました。只今でも或家ではあまり細かき枝葉の事にまで、ごせくと干渉し過ぎて、嚴に失し、又或宅にては妄りに目先の愛に溺れて、寛に流るゝの弊がある様であります。母たる人は時には高尚なる書物など讀んで、一方に於ては絶えず種々の方面より自己品性の修養につとむると同時に、他方に於ては兒童の精神的訓練に意を注いで、些細な皮相の事をば余りやかましく言はず、良心の鏡を明かならしめて、根本的に悪を矯正し、善を奨励する様な方針を取らなければなりません。

◎小學校を參觀致します時など、教師の眼前では謹慎を表して居ましても、一度教師が塗板の方にでも向かれて後むきになられたる時には舌を出したり妙な手眞似をしたりなどする様な兒のあるのを、時々心づく事があります。而して斯の如き兒童が品行方正として賞を受くる場合が往々御座います。つまりぐうぐうと悪戯をして居る鈍な兒は見附けらるゝ場合多々、従つて常に悪い兒として目ざされ、狡猾に立まばつて上手に悪戯する兒は

よい様に思はれるのでありませうが、是等は教師として氣を附ければならぬ事と存じます。家庭に在ては多く地金の出易きもの故、其様な場合も少くありませうが、夫でも陰陽のある行爲をして親の前をごまかし、他の兄弟姉妹達よりも自分一人よく思はれ様と故意と勉むる様な兒は、きびしく叱責致さなければなりません。

◎曾て安井哲子女史は、日本と英國との女子教育法は根本的に異つて居る、日本のは最初から良妻賢母を得るを以て目的とし、英國のは人格を重んじ所謂人を人として發達せしめんがため、品性の薰陶を基として教育するのであると申されて居ましたが、私は我國現時の教育法を決して悪いと申すのでは御座いませぬ、良妻賢母をつくと云ふ事は婦女の天職から申しても、亦我國は家族制度を主とするの國であるといふ點からしても、素より當然の事で、其心得を以て養成致さねばなりません、良妻賢母と云ふ事を只皮相の考にのみ解釋して、書物が一通り讀め字がきれいに書いて、裁縫をは

じめ女としての手藝がよく出来て、詩歌管絃の道にも達して居るから、夫でもう澤山であるかの様に思ふのは抑も間違でありませう、申す迄もなく是等は大切な事でありませぬ、然し之ばかりでは充分とは申されませぬ、如何に美しい衣類を着せましても、人形はやはり人形に止るので、精神的修養の乏しき人は、活きた人形と申しても宜しく、如何に學問が深く如何に手藝がよく出来ましても、高尚なる品性の欠けて居る人格の卑い人は、何の役にも立たぬのみならず、却て其等を拙手に用ひて自分をも亦社會をも害する様に立至るのであります。

▲ 學 問

◎或漢學教師は學問の問は人たるの道を問ひたづぬる事學はまなぶ即ちまねぶの謂で、古人や長者の言行をまねする事であるとさへ申されました、然れば教育の任にある人は子弟智識の開發をのみ以て足れりとせず、充分

よい様に思はれるのでありませうが、是等は教師として氣を附ければならぬ事と存じます。家庭に在ては多く地金の出易きもの故、其様な場合も少くありませんが、夫でも陰陽のある行爲をして親の前をごまかし、他の兄弟姉妹達よりも自分一人よく思はれ様と、故意と勉むる様な兒は、さびしく叱責致さなければなりません。

◎曾て安井哲子女史は、日本と英國との女子教育法は根本的に異つて居る、日本のは最初から良妻賢母を得るを以て目的とし、英國のは人格を重んじ所謂人を人として發達せしめんがため、品性の薰陶を基として教育するのであると申されて居ましたが、私は我國現時の教育法を決して悪いと申すのでは御座いませぬ、良妻賢母をつくると云ふ事は、婦女の天職から申しても、亦我國は家族制度を主とするの國である、と云ふ點からしても、素より當然の事で、其心得を以て養成致さねばなりません、が良妻賢母と云ふ事を只皮相の考にのみ解釋して、書物が一通り讀め字がきれいに書いて、裁縫をは

じめ女としての手藝がよく出来て、詩歌管絃の道にも達して居るから、夫でもう澤山であるかの様に思ふのは、抑も間違でありませう、申す迄もなく是等は大切な事でありませぬ、然し之ばかりでは充分とは申されませぬ、如何に美しい衣類を着せましても、人形はやはり人形に止るので、精神的修養の乏しき人は、活きた人形と申しても宜しく、如何に學問が深く如何に手藝がよく出来ましても、高尚なる品性の欠けて居る人格の卑い人は、何の役にも立たぬのみならず、却て其等を拙手に用ひて自分をも亦社會をも害する様に立至るのであります。

▲學問

◎或漢學教師は學問の間は人たるの道を問ひたづぬる事、學はまなぶ即ちまねぶの謂で、古人や長者の言行をまねする事である、とさへ申されました、然れば教育の任にある人は、子弟智識の開發をのみ以て足れりとせず、充分

自己の言行を恐れ慎んで好模範を示すべき筈でありませう。茲で私は少し他の事を申し上げたいと存じます。私などは學問がありません。教育がありません。せんから、とても世間にひろく出かけて皆様方とお交際してお役に立つ事は出来ません。又子供を育つるにも思ふ様には参りませんと申さるゝ方が往々あります。世の中には決して學者ばかりが貴いものではありません。衣類を縫ふ人も必要なれば釜を洗ふ人も入用なのです。或西洋の婦人は世上に書籍の多過ぎると云ふ事は屢々聞くけれども、未だ曾てシャツの多過ぎると云ふ事はきかずとさへ申して居られます。決して書物を読む事ばかりが貴くてシャツを縫ふたり釜を洗つたりするのが賤しいと云ふ譯は更にありません。又社會的の知識は學問の有無にのみ依るものではありません。只書物を読んだばかりで之を世間のいろりの方面に廣く活用致しませんか。つたならば、何の役にも立ちません。徒に書籍箱となるばかりです。専門の知識は別であります。が、社會に對する普通の知識は學問ばかりに依る

ものではなく、如何に學問が深くとも社會に立つて格別役に立たぬ人もあれば、亦さほどの學問はなくとも却て大きな働をする人もあります。

◎且又學問があると云ふも教育があると云ふも畢竟之は程度問題でありまして、彼有名なるニュートンですら、宇宙の大真理に比ぶれば單に其一端を調べ得たる自分の知識の如きは、太平洋の水を僅に貝殻一つにて掬ひ出したるに過ぎぬ位のものであるとさへ申して居ます。然れば些少ばかり學問があるからとて教育があるからとて誇るにも足らず、亦夫がなからとて夫等の人は其他の點に於て多少學問あり教育ある人達のとて眞似し能はぬ長所を存して居るものであります。からさして悲しむにも及ぶまいと存じます。或人の申されたる通り、歐羅巴にて空中飛行機を發明したと云へば日本でも直にそれを眞似する斯の如くにして世界の知識は人と金との許す範圍内に於ては、如何なる事をも瞬く間に平均させ得るのであります。すが、さて道徳上の問題になりますと決してさう容易くは參りません。日本

で忠義を發明したからとて英國でそれを直に真似る事も出来ず、米國で親孝行を發明したからとて獨逸でそれを直に真似ると云ふ譯にも参りません。即ち三歳の童兒もよく知るどころであつて、而して八十の翁も亦よく行ひ難いところなのであります。然りながら自らの心がけ一つに依つては、如何に學問のない教育のない人にでも却て容易く行ひ得らるゝ事なのであります。

◎私共の舊藩主は「淨瑠璃本一冊あつても國は治まる」と申して居られたとの事で、私の母は之は實に名言であるを申して、始中終此言を例に引いては、古今に通ずる真理は一つであるから、如何なる書物も讀む人の心に依つては益になる事多く、如何につまらぬ人の申す言でも其うちに一つ二つの取つて行ふべきことは必ずある。假令万巻の書を讀破しても、自分によく之を咀嚼して實行する事が出来なかつたならば、何にもならぬと申して居ました。假令學問はなくとも、年老られたる方は、社會の經驗に富んで居られる

事故、其人より學ぶべき事は多くあります。馬鹿げた昔噺や世間話のうちにも必ずや二つ三つの實行すべき真理はこもつて居ませう。年老られた方は學問のないかほりには、若い人達の思ひもよらぬ所にまで氣のつくものでありますから、學問がないからとて遠慮して世間狭く考へらるゝには及ばず、又若い人達は昔者だからとて決して年寄を馬鹿にしてはなるまいと存じます。

▲學校と家庭

◎夫から今一つ申したい事は、何學校に限らず凡て學校にさへ托しておけば、其子は卒業迄には真に自分のない完全な人になること、と思つて居らるゝ父兄があり、又教育者の方でも其考を以て引受けて居らるゝ方がある様であります。之は誠に無理ならぬ希望、又然るべき抱負でありませう。然し夫では家庭教育及社會教育と云ふ事を余りに輕んじすぎ、父兄の方に於て

は學校にのみ凡ての責を嫁すると申すもので又教育者の側にあつては余りに責任を引受け過るので後々却て其夫の効果を收むる事が出来なかも知れませんが、いづれも少し間違つて居はせぬかと思はれます。學校は只見えなかつた人の目をあけ開えなかつた人の耳を聞える様にするまでのものであつて、夫以上に世間の事柄を廣く見聞して技倆を練るのは各々自分自身の務めではありませんまいか、學校は道筋を教へ門まで導いて參るばかりで、尙奥深く入りこむで種々様々の事を調ぶるのは、其人々の心にある事でありませう。

◎人間は社會的感化を受けつゝ生涯研究して進歩せねばならぬもの故學校教育を受けたのみにて決して完全に成り得る者とは申されません。然りながら強ち學校教育は不充分なもの効果の少い者とのみ申すのではありませぬ。教育者の側にあつては出来得る限り完全を期し成るべく良き方法を用ひて子女の教養に盡さなければならぬのは申す迄もない事であ

りますが、家庭に於ても責を分つて其積にて充分注意し互に相まつて所謂活きた人間を作り出さなくてはなりません(素より活きた人間でさへあらば衣類は何でもよいなど、ゆめ申すのではありませぬ)共々よく活社會に踏出せば、どんな場合に遭遇するかも知りませぬのに、其場合々に應ずべき細かき處置迄を一々委しく教へ盡す事は到底出来る事ではありませぬ。肝心の基礎さへ堅固に据付けておきましたならば其上にはどんな立派な家をでも思ひのまゝに建築する事が出来るのでありますから、如何なる方面にも役立つやう、其基礎となるべき人物養成に重きをおいて、學校に於ても家庭にあつても注意して、其子弟を教育致さねばならぬ事と存じます。

▲青年が過失に陥りたる時

◎兒童が稍生長して青年時代となり中等教育を受くる様になりますれば、